

平成30年第2回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年6月14日(木曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 7 請願第2号 「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(長南町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第10 議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第2号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第3号 平成30年度長南町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	林	義	博	君	2番	小	幡	安	信	君		
3番	岩	瀬	康	陽	君	4番	御	園	生	明	君	
5番	松	野	唱	平	君	6番	河	野	康	二	郎	君
7番	森	川	剛	典	君	8番	大	倉	正	幸	君	
9番	板	倉	正	勝	君	10番	左		一	郎	君	
11番	加	藤	喜	男	君	12番	丸	島	な	か	君	
13番	和	田	和	夫	君	14番	松	崎	剛	忠	君	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	平	野	貞	夫	君	教	育	長	小	高	憲	二	君								
総	務	課	長	常	泉	秀	雄	君	企	画	政	策	課	長	田	中	英	司	君			
財	政	課	長	土	橋	博	美	君	税	務	住	民	課	長	仁	茂	田	宏	子	君		
福	祉	課	長	荒	井	清	志	君	健	康	保	険	課	長	浅	生	博	之	君			
産	業	振	興	課	長	岩	崎		彰	君	農	地	保	全	課	長	高	徳	一	博	君	
建	設	環	境	課	長	唐	鎌	伸	康	君	ガ	ス	課	長	大	杉		孝	君			
学	校	教	育	課	長	川	野	博	文	君	生	涯	学	習	課	長	三	十	尾	成	弘	君

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	大	塚	孝	一	書	記	山	本	和	人
書	記	石	橋	明	奈								

○議長（板倉正勝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多用の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございませう。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございませう。

本日は、平成30年第2回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ともにご多用の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

平成30年度も、はや3カ月が過ぎようとしておりますが、各事務事業につきましては、順調に推移しているところでございます。これもひとえに、議員各位のご理解とご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

ここで、2点ほどご報告させていただきます。

まず、職員の採用についてであります。

本年度末の定年退職者数、適正な定員管理を考慮した中で、来年度に向け若干名の職員を採用したいと考えております。募集内容等の詳細につきましては、町ホームページ、広報等によりお知らせいたします。

次に、現在調整中ではございますが、平成29年度各会計の決算概要についてであります。

一般会計では、おおむね歳入総額は47億9,000万円、歳出総額は45億5,000万円、歳入歳出差引額は2億4,000万円程度となっております。このうち、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は2億1,000万円程度と見込んでおります。

次に、国民健康保険特別会計をはじめ5つの特別会計につきましては、合計額で申しますと、おおむね歳入総額は28億3,000万円、歳出総額は26億8,000万円、歳入歳出差引額は1億5,000万円程度を見込んでおります。また、ガス事業会計では、売上高6億4,000万円程度を見込んでいるところでございます。

さて、本定例会でございますが、承認2件、条例改正2件、補正予算1件、人事案件10件の計15件の議案をご提案申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（板倉正勝君） ただいまから、平成30年第2回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時04分）

◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（板倉正勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

14番 松崎剛忠君

1番 林義博君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（板倉正勝君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、御園生明君。

〔議会運営委員長 御園生明君登壇〕

○議会運営委員長（御園生明君） 皆さん、おはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、去る6月5日に委員会を開催し、平成30年第2回定例会の議会運営について協議・検討いたしました。

本定例会に付議される事件は、専決処分の承認2件、条例の一部改正2件、補正予算1件、同意9件、諮問1件の計15議案が提出されているほか、請願2件が議題とされます。また、議員発議1件が予定されております。議員発議は、千葉県知事に茂原一宮道路ほか2路線の整備促進に関する意見書提出を行うため、議長に提出いたします。また、一般質問を5人の議員が行うことになっております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日14日から15日の2日間とすることに決定いたしました。

また、15日の本会議終了後、議員定数等の検討のため、議会全員協議会を開催する予定でございますので、ご承知ください。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成30年第2回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（板倉正勝君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（板倉正勝君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日14日から15日までの2日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日14日から15日までの2日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から承認2件、議案3件、同意9件、諮問1件の送付があり、これを受理しました。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本日まで受理した請願は2件であり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

なお、学校教育課主幹、佐藤 功君については、本日、東上総教育事務所指導室計画訪問対応のため欠席する旨の申し出がありましたので、報告します。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告のありました平成30年2月分、3月分、4月分の例月出納検査結果、地方自治法施行令第146条第2項の規定による平成29年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告並びに議長が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（板倉正勝君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 行政報告をさせていただきます。

初めに、東京家政大学及び東京家政大学短期大学部と長南町との連絡協議会設置についてであります。東京家政大学とは平成28年8月31日に相互の資源を活用し、地方創生の推進や住民福祉の向上、人材育成、学術等の発展に寄与することを目的として連携協力に関する包括協定書を締結し、現在学長をはじめ大学関係者のお力添えをいただき、地方創生の取り組みとして（仮称）渡邊辰五郎記念館事業、町特産品を活用したレシピ開発事業、小・中学校交流事業などを中心に行っております。同学には、学びのほか、総合研究や、産学官連携プロジェクトを行う生活科学研究所や、学びの成果を生かして地域社会に貢献するヒューマンライフ支援センターなど多数の附属機関があります。これらの附属機関と連携をする中で、包括協定に基づく連携事項を円滑に推進するため、東京家政大学と連絡協議会設置に向けた準備会を先月の5月に発足したところであります。

今後につきましては、6月末に連絡協議会の設置を予定しており、これにより一層の連携事業の強化が図れるものと思っておりますし、またそのように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、仲間と泊まる学校ちょうなん西小のオープンについてであります。旧西小学校の活用につきましては、マイナビと3月20日に契約を締結し、4月13日には地域貢献に関する協定書の調印式をとり行ったところでございます。

現在の状況は、宿泊施設とするための改修工事を進めており、教室を宿泊可能な畳敷きに改修したり、浴室や洋式トイレの整備のほか、カフェや厨房設備の整備工事が急ピッチに進んでおります。グランドオープンにつきましては、7月1日を予定しているとのことです。広報ちょうなん6月号にも掲載させていただきましたが、当日はマイナビの主催により町民の皆様と報道向けのお披露目イベントが開催され、オープンセレモニーのほか、改修された宿泊施設やカフェなども見学できるそうです。議員の皆様にも案内状を送付したと伺っておりますので、ぜひご参加いただければと思っております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（板倉正勝君） これで行政報告は終わりました。

◎請願第1号、請願第2号の上程、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第6、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願及び日程第7、請願第2号 「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を一括議題とします。

お諮りします。

請願第1号及び請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び請願第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

請願第1号については、採択することに決定しました。

これから、請願第2号 「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第2号 「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

請願第2号については、採択すること決定しました。

◎承認第1号～諮問第1号の上程、説明

○議長（板倉正勝君） 日程第8、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてから、日程第22、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 承認第1号から諮問第1号までの議案について、ご説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、長南町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、急施を要するものと認め、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令が平成30年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、国民健康保険法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、長南町重度心身障害者の医療費助成の対象者と、生活保護法による医療保護対象者を明確に区分するため、条例の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第3号 平成30年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算につきましては、総務費では老朽化に伴う旧西小、旧東小学校の自家用電気工作物改修工事費の追加を、民生費では児童クラブ園庭整備工事費等の追加をそれぞれしようとするものでございます。歳入歳出それぞれに798

万3,000円を追加し、予算の総額を43億6,398万3,000円にするものでございます。

次に、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、本案は、現委員の大森和夫氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。

次に、同意第2号から同意第9号までの議案、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、現委員の任期が7月28日に満了することに伴い、改正された農業委員会等に関する法律の規定に基づき人選を進めてまいりました。さきの定例議会において、農業委員の定数につきご承認をいただき、4月17日から5月15日までの29日間、委員の推薦、募集を受け付けたところ、応募者は定数の8名という結果になりました。その後農業委員候補者評価委員会を設置し、厳正かつ公平な審査を行っていただいたところであります。その評価委員会から8名全員を農業委員候補者とすることで報告をいただきましたので、本議会において委員に任命いたしたく、議会の同意を求めようとするものでございます。

同意第2号では長南町長南460番地、吉野 豊氏、66歳を、同意第3号では長南町坂本2013番地、鶴岡英昭氏、56歳を、同意第4号では長南町本台129番地、鶴岡久雄氏、65歳を、同意第5号では長南町関原437番地、三十尾明久氏、66歳を、同意第6号では長南町芝原1853番地、市原俊樹氏、71歳を、同意第7号では長南町佐坪266番地、松崎 勝氏、74歳を、同意第8号では長南町豊原492番地、山形昌子氏、62歳を、同意第9号では長南町茗荷沢415番地2、嶋野政江氏、61歳をそれぞれ適任者として任命しようとするものです。

担い手の減少や耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は厳しさを増し、農業委員会の役割もますます大きなものとなっておりますが、8名の方々には法改正後の新たな農業委員として使命を果たしていただけるものと考えております。

最後に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案は、現委員の渡邊文良氏の任期が本年9月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上、承認第1号から諮問第1号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで提案理由の説明は終わりました。

承認第1号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

〔税務住民課長 仁茂田宏子君登壇〕

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、承認第1号の内容の説明に入らせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成30年6月14日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、3ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の一部改正につきましては、6条立てとなっております。3ページの第1条から12ページの第5条につきましては、昭和30年に制定されました長南町税条例の一部を改正する規定でございます。また、12ページ下段の第6条につきましては、平成27年3月に専決処分をさせていただき、ご承認をいただきました長南町税条例等の一部を改正する条例の一部改正となっております。

なお、説明に当たりましては、参考資料を中心に説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、参考資料の1ページをお開きいただきまして、2の改正の内容をごらんいただきたいと存じます。

初めに、第1条のアの個人町民税の非課税範囲の見直しでございます。

新旧対照表の3ページ下の第24条、1枚おめくりいただきまして、4ページの第1項第2号では均等割の非課税の対象となる障害者、未成年者、寡婦（夫）の所得要件を125万円から135万円に引き上げるものでございます。また、同条第2項では均等割を、恐れ入りますが、23ページをお開きいただきまして、附則第5条では所得割に対する非課税限度額に、それぞれ10万円を加算する規定となっております。

次に、イでは基礎控除額に所得要件を創設する規定でございます。

4ページに戻っていただきまして、4ページ下から5ページにかけての第34条の2では、基礎控除の適用を受けることができる者は、前年の合計所得金額が2,500万円以下の納税義務者とするものでございます。第34条の6につきましても、前年の合計所得金額が2,500万円以下の場合に調整控除の適用を受けることができる規定でございます。ア及びイの施行期日につきましては平成33年1月1日でございます。

次に、ウでは法人町民税に関し、国税に準じる措置を規定するものでございます。

9ページから10ページにかけての第48条第2項及び第3項では、法人税から控除し切れない金額を法人町民税から控除する制度が創設されたことによる規定でございます。12ページの第10項から第12項では、資本金が1億円を超える法人は、納税申告書等を電子情報処理組織での提出を義務化する規定となっております。

施行期日は平成32年4月1日でございます。また、13ページから15ページの第52条では、国税における利子税の計算期間の見直しに伴い、法人町民税の増額更正及び修正申告における延滞金の計算期間を国税と同様に規定し、施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

次に、エでは製造たばこの区分を新たに創設する規定でございます。16ページの第92条では加熱式たばこの区分を設け、第93条の2では加熱式たばこを製造たばこことみなす場合の規定でございます。施行期日は平成30年10月1日でございます。

次のオでは、たばこ税の課税標準につきまして、加熱式たばこを紙巻きたばこへの本数換算を規定するものでございます。17ページから18ページの第94条第3項第1号及び第2号では重量に基づく換算方法を、第3号では、小売価格に基づく換算方法を規定しております。

なお、この規定を、議案書11ページをお願いします。議案書11ページ中ほどの第2条から12ページ第5条の第94条におきまして、平成30年10月1日から平成34年10月1日までの5年間で段階的に課税標準を移行する規定となっております。

次のカの第95条では、たばこ税の税率を3段階で引き上げる規定でございます。

議案書9ページにお戻りいただきまして、中ほどの第95条では平成30年10月1日から平成32年9月30日まで

は1,000本につき5,692円とし、議案書11ページ下段の第3条の第95条では、平成32年10月1日から平成33年9月30日までは1,000本につき6,122円とし、議案書12ページ、第4条の第95条では平成33年10月1日以降は、1,000本につき6,552円とさせていただき規定でございます。

次に、キ及びクにつきましては、新旧対照表にお戻りいただきまして、23ページをお開きいただきたいと存じます。

附則第10条の2では、償却資産に係る固定資産税の特例措置を定める規定の整備でございまして、第3項から24ページの第12項までは、太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備に係る特定再生可能エネルギー発電設備の出力の規模により、課税標準を3分の2、あるいは4分の3とする新たな特例規定を設けるものでございます。

なお、対象資産の取得適用期限を2年延長し、平成32年3月31日までとするものでございまして、施行期日は平成30年4月1日でございます。

また、第14項では、生産性向上特別措置法が5月23日に公布され、中小事業者等が町の導入促進基本計画に従って取得した機械、設備等については、最初の3年間の課税標準を2分の1とする規定の追加でございます。

次に、ケの固定資産税の土地に関する特例の延長では、平成30年度の固定資産税の評価替えに伴いまして、28ページの附則第11条から31ページの附則第13条におきまして、特例期限を平成32年度まで延長するものでございます。施行期日は平成30年4月1日でございます。

次に、第6条の改正では議案書の12ページを、また新旧対照表では39ページをお開きいただきたいと存じます。

この第6条では、平成27年度の税制改正により、紙巻きたばこ三級品の税率の経過措置につきまして、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで延期し、またこの改正に伴い小売販売業者の手持品課税の税率を1,000本当たり1,692円引き上げさせていただき規定でございます。施行期日は平成30年10月1日でございます。

なお、その他の改正につきましては、法律及び法令の改正に合わせまして適用条文等を改正させていただきましてでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての内容の説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで承認第1号の内容の説明は終わりました。

承認第2号の内容の説明を求めます。

福祉課長、荒井清志君。

〔福祉課長 荒井清志君登壇〕

○福祉課長（荒井清志君） それでは、承認第2号についてご説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報

告し承認を求めらる。

平成30年6月14日提出、長南町長、平野貞夫。

22ページをお願いいたします。参考資料42ページとあわせてご説明しますので、参考資料の42ページをお願いいたします。

今回の条例の改正の内容ですが、町の重度心身障害者の医療費助成制度では、一定の所得以上、市町村民税所得割が2万3,500円以上ある方になりますが、この方については公費助成の対象外としておりますが、附則第3項により経過措置として、ただし高額治療継続者にあつては平成30年3月31日までは公費の対象とすることになっております。この高額治療継続者の取り扱いが、国の障害者総合支援法の改正で3年間延長されたため、町の条例でも平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間経過措置を延長するものでございます。

高額治療継続者の定義については、参考資料の43ページに記載しておりますので、ごらんいただければというふうに思います。施行期日については、平成30年4月1日からとなっております。

以上で、承認第2号で専決処分させていただきました、長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜りまして、ご承認いただけるようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで承認第2号の内容の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

〔税務住民課長 仁茂田宏子君登壇〕

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書24ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年6月14日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては議案書25ページを、また参考資料では45ページ及び47ページの新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと存じます。

初めに、第2条第1項につきましては、参考資料の1の改正の趣旨前段に記載してございます、平成30年4月1日に持続可能な保健医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、平成30年度から都道府県も国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体となることで、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に交付するなど、国保財政を管理、運営するところでございます。

これに伴い、町の国民健康保険特別会計から県に国保事業費納付金を納付するために、国保税を賦課、徴収することが地方税法におきましても課税の目的に追加されたところでございまして、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に対し、納付金の納付に必要な費用に充てるための国民健康保険税課税額の規定を第2条第1項各号におきまして規定させていただくものでございます。

次に、第2条第2項及び第21条関係につきましては、1の改正の趣旨後段に記載してございます平成30年度の税制改正におきまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成30年4月1日から施行されたことに伴います課税限度額の引き上げ及び国民健康保険税の軽減措置についての軽減判定所得の見直しの改正でございます。新旧対照表では48ページの第2条第2項では、基礎分の課税限度額を54万円から58万円に引き上げさせていただき改正でございます。

なお、後期高齢者支援金分の課税限度額19万円、介護納付金分の課税限度額16万円を合計いたしますと、最高限度額は93万円でございます。この限度額の改正により影響を受ける世帯は、4月末現在の1,439世帯のうち13世帯でございます。

次に、49ページの第21条では、保険税負担能力が特に不足している被保険者を救済するために、所得が一定額以下の場合には、均等割額及び平等割額の応益部分の保険税について、7割、5割、2割の軽減をしているところでございます。

50ページの第1項第2号の5割軽減では27万円を27万5,000円に改め、第3号の2割軽減では49万円を50万円に改めるものでございます。この改正による軽減世帯は、1,439世帯のうち838世帯が対象となり、加入世帯の58.2%でございます。施行の日は平成30年4月1日とし、平成29年度以前分につきましては、従前のとおりとさせていただきます。

なお、5月31日開催の長南町国民健康保険運営協議会におきまして説明をいたしており、ご承認をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号の内容の説明を求めます。

福祉課長、荒井清志君。

〔福祉課長 荒井清志君登壇〕

○福祉課長（荒井清志君） それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

議案書の27ページをお願いいたします。

議案第2号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年6月14日提出、長南町長、平野貞夫。

28ページをお願いいたします。

生活保護者の医療費は重度心身障害者の対象であっても、生活保護費の医療扶助の支給が優先されます。これを明確にするため、本条例第3条第1項に、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている者に加え、生活保護者は重度心身障害者の医療費助成の受給者としないと規定するものでございます。施行期日は公布の日からとなります。

参考資料の52ページ、53ページに改正の内容、新旧対照表を記載しておりますので、後ほどご確認をいただ

ければと存じます。

以上で、議案第2号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長 土橋博美君登壇〕

○財政課長（土橋博美君） それでは、議案第3号 平成30年度長南町一般会計補正予算（第1号）の内容の説明を申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。

議案第3号 平成30年度長南町一般会計補正予算について。

平成30年度長南町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成30年6月14日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成30年度長南町一般会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度長南町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ798万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,398万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

19款繰越金は、前年度繰越金643万4,000円の追加をするものでございます。

20款の諸収入は、企業からの旧西小、旧東小学校施設使用負担金でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、2款の総務費でございますが、1項総務管理費、5目財産管理費では旧西小学校の水道漏水修繕経費といたしまして、11節需用費では修繕料20万円、13節委託料では漏水調査委託料として15万円、それぞれを追加し、15節工事請負費では、旧西小、旧東小学校自家用電気工作物改修工事として、老朽化に伴います高圧電気引き込み設備の改修工事費310万円を追加するものでございます。

なお、旧西小分としてマイナビ、旧東小分としてクラフティ、両企業より工事費の半額を負担していただくこととしております。

次に、3款民生費でございますが、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、15節工事請負費でございますが、

児童クラブ園庭整備工事362万9,000円を、18節備品購入費では児童クラブの運動具収納物置及び子育て交流館の和室エアコン購入費として90万4,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第3号 平成30年度長南町一般会計補正予算（第1号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした承認第1号から諮問第1号までの説明は終わりました。

お諮りします。

日程第8、承認第1号から日程第22、諮問第1号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

日程第8、承認第1号から日程第22、諮問第1号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開については10時10分を予定しております。

（午前 9時59分）

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時11分）

◎一般質問

○議長（板倉正勝君） 日程第23、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

今定例会の一般質問通告者は5人です。質問順位は、通告順に1番から5番までとします。

念のため、内容についてここで確認します。質問者は質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁をします。制限時間は原則1人1時間以内とします。

◇ 和田和夫君

○議長（板倉正勝君） 通告順に発言を許します。

初めに、13番、和田和夫君。

〔13番 和田和夫君質問席〕

○13番（和田和夫君） 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。日本共産党の和田和夫でございます。

通告に従って質問をさせていただきます。

1点目の大きな質問は、町民の健康管理についてでございます。

そのうち一つは、後期高齢者の歯科健診についてでございます。

80歳以上の方が20本以上自分の歯を持って、多くの国民が生涯にわたって口腔機能を維持することが呼びかけられたのが8020運動で、1989年に提唱されて29年がたちました。その割合は改善していますが、ようやく25%を超えたところです。75歳の節目に歯の状況を調べて治療することは、80歳になっても自分の歯でいられることは、食生活の点からも長生きすることにつながると言われております。76歳になったとき、一度は歯の治療が後期高齢者医療に位置づけられています。町内の利用者が平成28年度の対象者103人、そのうち受診者は8人、平成29年度は対象者が127人、受診者が17人と受診者が広がっていますが、その比率は14%です。広報の6月号で歯科健康診査について、受診を促しております。

しかし、問題は受診できる歯医者さんが少ないという点です。受診をする歯医者さんでの書類の複雑さが指摘をされております。広域の医療連合会に呼びかけて、書類の書き方について改善を図り、どこの歯医者さんに行っても受診できるよう変えていくことが必要だと思います。どのように考えますか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

○健康保険課長（浅生博之君） それでは、お答えいたします。

現在広域連合では、後期高齢者の口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するとともに、口腔機能の状態を把握し、口腔機能の維持改善を目指すことを目的として、前年度に75歳に到達した広域連合の被保険者を対象に、歯科口腔健康診査事業を行っております。

歯科医療機関の体制としましては、県歯科医師会の会員である協力歯科医療機関が歯科健康診査を行っておりますが、県内の歯科医療機関の協力は任意であるため、全歯科医療機関の賛同を得られていない状況でございます。

本町といたしましても、高齢者の口腔機能の低下は重大な疾病等につながるおそれもあると認識しておりますので、高齢者がどの歯科医療機関でも受診できる環境づくりの推進を望んでおります。そのためにも、歯科医療機関が協力しやすい体制づくりの整備も必要と考えますので、例えば歯科医療機関が作成している書類の簡素化などにつきましても、協力歯科医療機関の賛同とあわせて、町の広域連合議員の協力を仰ぎながら、広域連合を通して県歯科医師会への要望を進めてまいります。

なお、申請書類の簡素化について、広域連合に確認しましたところ、現在使用している書類については、今よりの簡素化は、予定がされていないとのことでした。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 高齢者が健康で長生きできるように、そして大きな疾病へとつながらないように受診をするよう、広域連合への働きかけを強めてほしいと思います。要望でいいです。

次に、2つ目の子供の歯の治療について伺います。

教育委員会を通じて調べていただきましたところ、小学生は84人が再受診とされ、このうち31人が未受診でした。中学生は44人が再受診とされ、このうち26人が未受診で、未受診者は小・中学生合わせて57人、44.5%

で、千葉県内全体の平均である52.5%を上回っていました。治療勧告は健診後、夏休みの前、11月と個人面接のときにも、担任から保護者への声かけを行っているとのこと。小さいときから歯の治療を行い、大人に成長しても健康でいられるように指導をしていくべきです。

保護者への受診を促進するために、夏休み前と冬休みの前には受診を行うように、町としても受診を促すように、広報での取り組みを強めていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 和田議員のおっしゃるとおり、長南町としては、学校側のこれまでの努力もあり、他地域と比べると比較的小・中学生の歯の治療率は高くなっております。しかしながら、痛くならないとなかなか歯医者に行くという切実感を持ってないというような状況で、健診後の治療勧告、あるいは面談時の保護者への依頼、年度末の再度の勧告や保健だよりでの呼びかけにもかかわらず、治療率100%には及ばない状況がございます。子供たちの口腔衛生のために、今後はこれまでの取り組みをさらに確実に進めるとともに、町広報で受診を勧めることも検討していきたいと、こういうふうと考えております。

よろしくをお願いします。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 小・中学生への再診の受診率は44.5%でしたから、少なくともこれは7割、8割にして、小さいときから歯の健康に注意をしていく必要があると思います。広報を利用して、親や子供たちにも注意をしていくように求めて質問を終わります。

2つ目は、緊急通報装置についてであります。

高齢者が病気や事故で緊急に救急車が必要になった場合、緊急通報装置が役に立っています。町内に居住する在宅のひとり暮らしの高齢者、または高齢者世帯のうち、1人を除いて心身の障害及び傷病等の理由により、寝たきり世帯などに利用されておると思いますが、その利用状況についてお答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、荒井清志君。

○福祉課長（荒井清志君） それでは、緊急通報システムの利用状況についてご説明申し上げます。

5月末現在の緊急通報システムの設置数は、38世帯に装置の取り付けを行っております。数としては、ほぼ横ばいの数となっております。高齢者の方でも、最近携帯電話やスマートフォンを持たれる方もふえていることが大きくふえない理由だというふうに感じております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 家族などが就労していて、日中1人で生活をしている方、また緊急通報装置を利用したいと考えている方へ対象を広げて、安心して暮らせるようにしてほしいと思いますが、どうでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、荒井清志君。

○福祉課長（荒井清志君） それでは、日中独居高齢者世帯等への拡大についてということで、ちょっとご説明申し上げますが、現在の貸与対象者は、在宅のひとり暮らしの高齢者世帯と高齢者世帯のうち1人が心身の障害、傷病などで寝たきり状態となっている世帯というふうになっております。日中独居世帯まで拡大している市町村もあるようですが、このような市町村では所得制限を設けたり、自己負担を求めています。

町では、取り付け費用や月々の使用料も無料で提供させていただいておりますので、日中独居世帯にまで拡大は考えてはおりませんが、例えば息子と2人暮らしにはなっているものの、息子がほとんど家に寄りつかない。長期入院や施設に入っているとといったような場合については、実質上のひとり暮らしの世帯と認め、貸与しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） わかりました。

次に、3つ目の奨学金についてであります。

日本共産党は奨学金の制度について、奨学金は名前こそ奨学金ですが、その実態は学生を借金漬けにしてしまう学生ローンと言わなければなりません。名実ともに奨学金と言えるものにするために、奨学金の制度を月3万円を今の70万人の方に支給できるように抜本的に拡充をしていくこと。2つ目には、有利子の奨学金は全て無利子にする。3つ目は、既卒者の奨学金返済の減免制度をつくり、生活が困窮する場合の救済措置を講ずるなどの3つの改革の提案をしております。

2018年度から、日本でも返済不要の奨学金制度がスタートをします。必要とする学生が利用できる制度にしなければなりません。国の制度は住民税非課税世帯に限定され、奨学金を借りている学生132万人に対して、わずか2万人の割合で、そのパーセンテージは2%程度で余りにも少ないし、給付額も2万円から4万円と少な過ぎます。

先進国では、3割程度の学生が給付型奨学金を利用しております。必要としている学生に届く制度にしておくために、規模の拡大がどうしても必要です。日本の大学の学費は、国際的に見ても非常に高額です。国立大学の年間授業料は1975年に3万6,000円だったものが2015年には53万円に、また私立大学の年間授業料は1975年に18万円だったものが2014年には86万円に大幅に引き上げられております。

そこで、伺います。

第1に、この3年間の利用状況についてお答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） それでは、和田和夫議員の奨学金の過去3年間の利用状況についてということで申し上げます。

まず、貸付額でございますけれども、平成27年度には198万円、これは7名の方でございました。平成28年度では144万円、これは5名の方でございます。平成29年度が198万円、6名の方でございました。

以上が貸付額についてでございますが、また返済額につきましては、平成27年度が178万円、7名の方からお返しいただいております。平成28年度が222万円、13名の方でございます。平成29年度が226万円、10名の方

でございます。また、本年度中、平成30年度中の予定額でございますが、貸し付けにつきましては132万円、4人の方でございます。返済の予定額は202万円、9名の方の予定となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 2つ目は就学費の増額についてであります。

千葉県でアルバイトをする高校生のうち51%が生活費のために、また18%が進学費用のためにと、NHKの「見えない貧困」の中で紹介をされております。家計を必死に支え、進学費用を賄っております。長生村や茂原市は大学生には5万円を支給し、市原市は6万5,000円を支給しております。就学費の増額が必要と思われませんが、どう考えますか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 修学費の増額が必要だと考えるかどうかということでございますけれども、まず最初に、現在の貸付額の上限額について申し上げさせていただきますと、高等学校に在学する者は2万円以内ということです。高等専門学校、また短期大学またこれに相当する学校でございますけれども2万5,000円、また大学に在学する方は3万円以内とそれぞれ定められております。本資金を利用される方は、ほとんどこの上限までということで借りられているという状況でございます。

貸付額の増額がということでございますけれども、仮に高等学校、また大学の7年間で上限額まで借り入れたといたしますと、総額で216万円というふうな額になります。返済の負担は小さくないものではないかというふうに考えております。

また、現在利用されている方々からも、貸付額の増額をということは直接的には承っておらないところでございます。このようなことから、現在の貸付額につきましては、ただいまの上限額が適正な額ではないかというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 今、高校、大学を通じて借りると216万円がその返済も大変だとは思いますが、長生村や茂原市は5万円を貸し付けしておりますけれども、そのことについて要望がないとありますけれども、上限額が示されることによって借りる方も出てくるのではないかと考えておりますが、どうでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 上限額を今よりも増額するということかと存じますけれども、先ほど和田議員のほうも奨学金を借りても将来返すことができない、そういった展望が失われるという、そういう現実があるというお話もございました。先ほども申し上げましたけれども、貸し付けの上限額、これを上げたほうがいい、上げてくれというようなお話がございましたら、また検討をさせていただきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） それでは、3点目です。

3つ目は、就学支度金の設置を求めたいと思います。

睦沢町は今年度から就学支度金30万円を支給することにしました。また、同じように長生村では30万円、また茂原市では15万円、市原市では50万円の就学支度金を設けておりますが、就学支度金の設置についてどのように考えているか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 他市町村にならって、就学支度金の設置をということでございますけれども、支度金の設置につきましては、現時点では考えておりません。考えてはおりませんが、導入されている近隣の市町村の制度でありますとか、先ほど申し上げましたけれども、返済の負担、また利用者の要望等をあわせて考えさせていただきながら、検討を加えたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 今この奨学金は借りてから半年後には返済を開始しなければならない規定になっているんですけども、国の制度でも、また市原市の制度では10年以内に返すことにしておりますけれども、就職をして半年後に返さなければいけないということになっておりますが、そのことについてどう考えるか、お答え願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 返済期間が借入れが終わってから半年後では、ちょっと早いというような内容かと思っておりますけれども、返済期間につきましては、今借りた期間で返していただいているというような状況でございます。これにつきましても、先ほど支度金の設置ということがございましたので、これもあわせて検討を加えさせていただければというふうに考えます。

よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（板倉正勝君） これで13番、和田和夫君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては10時55分を予定しております。

(午前10時40分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

◇ 加藤喜男君

○議長（板倉正勝君） 次に、11番、加藤喜男君。

〔11番 加藤喜男君質問席〕

○11番（加藤喜男君） 11番の加藤喜男でございます。

議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

それでは、早速でございますが、通告に従いまして、まず野見金公園についてでございます。

同公園のミハラシテラスに関してでございますが、既に1年が経過をし、飲食をされたお客さんの数についてなど、状況をお聞かせいただき、当初の計画等に対してどのような評価をしているか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、答弁をさせていただきます。

まず、来客数についてでございますけれども、休憩所、ミハラシテラスの公募による出店者募集の時点におきまして、事業者から提出のあった公募申込書では、年間約1,700人の来客数を見込んだ収支計画となっております。平成29年度、1年間のミハラシテラスの来客数実績は、営業日が175日で、人数で3,352人でありました。その営業日の1日当たりの平均来客数は19.2人となります。

評価といたしますと、経営者の当初収支計画の来客数の2倍近い方に来店をいただいている結果となり、収支計画での達成はしておりますが、町といたしましては、野見金公園の魅力のPR、観光振興推進のためにも、さらなる集客増に努力していただくことをお願いしてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 当初計画の2倍と、非常によろしいと思えますね。

次に今カウントされているのが3,352人ぐらいということでございますが、これは飲食をされたということで、されない方もひっくるめて大体想定でどのくらい来ているか、もし想定があればお聞かせください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 野見金公園の来場者数ということですが、町のほうは調査のほうは実施しておりませんので、推測といたしますと、ミハラシテラスの来店者数から算定するということにはいたしますと、平成29年度1年間の来店者数は、先ほどお答えしました3,352人でございます。

事業者から聞き取りをしたところ、公園来場者のおよそですけれども、3割の方がお店のほうへ入店していただいているということから考えますと、公園の来場者数は1万1,000人と推測いたします。そのほかに、平日のミハラシテラスの閉店日にも来場者があると思えますけれども、その数値は不明でございます。

また、4月のさくらまつり、6月の花めぐりのイベント時に、合わせて約4,000人ほど来場いただいておりますので、それらを合わせますと、平成29年度公園全体の来場者数は2万人程度であったかなと推測いたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） ありがとうございます。

私も昨日ちょっと天気が余りよくなかったんですが、アジサイがどうかということ、現地を行って参りましたら、環境部隊の3人が一生懸命草を刈ってしてくれました。あそこの会場のところもたしか芝を植えたと思ったんですけども、イノシシにやられちゃったかなということ、今はグラウンドになっちゃってましたけれども、きれいにしておいてくれます。

約2万人ぐらいだろうということ、私も昨日駐車場で1時間ぐらいいましたら、ひっきりなしといますか、他県の車もひっくるめて、結構来てくれているなという感じがしました。平日ですので、テラスがオープンしてありませんが、オープンしてもそこで3割ぐらいという感じでございましょうが、なかなか寄ってもらうのは難しいなという感じはしました。

そこで、次に風の便りに聞いたりしますと、当テラスの評判でございしますが、飲食物の価格並びにオーダーしてからのお出でくる時間とか、ちょっとその辺が高い、遅いというような感じを耳にいたします。町としては、今茂原の業者に貸しておるわけでございしますが、定期、不定期にかかわらず、このような問題を協議しておるのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 事業者との打ち合わせがあるかというご質問でございすけれども、事業者とは不定期でございすけれども、役場窓口にも月2回程度は来ていただいております。その際に、お客様の来店状況などの報告を受けております。また、メールなどでも連絡をとり合っているという状況でございす。町には、お店に関する問題、苦情などの情報はほとんどございせんけれども、事業者はお客様の声を聞くために、店内のテーブルにアンケートの用紙を置いております。

そのアンケートの内容でございすけれども、お店を知ったきっかけとか、何を楽しみに来ましたか、また料金、またボリューム、接客、また要望などもお聞きしているところでございす。事業者はこのアンケートの声を受けとめながら、今後もよりよいサービスに努めていきたいと申しておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） アンケートがあるということで、いろいろな項目を今お聞きしました。また、この辺何かまとまりましたら、少しご開示をいただいて、参考にさせていただければと思います。

この公園も既に十三、四年が経過しまして、親指ぐらいの桜を植えましたけれども、結構太くなってきました。ここに動物を飼っていたら、また大変なことになっていたんじゃないかなとは思いますが、植栽物で人を集めるには日ごろの管理が重要で、これには費用もかかるわけでありす。

野見金の公園全体が植栽に適しているかどうか、ちょっとよくわかりませんが、成長の鈍い花木もあります。必要によっては場所を変えるとか、少し地面を構うとかして、根が張りやすいようにしてあげまさんと、そこ

のグラウンドの桜みたいに、下が岩っころですから、あれ以上大きくならないというような感じじゃないかと思えます。

いろいろ来園者も年々ふえていってくれるということでよろしいわけですが、この間、課長にもお聞きしたところによりますと、大型バスでの来園もあると。旅行会社もいろいろ目新しいものがないかということで、中継、そこに寄って次に行こうというようなことで、いろいろなところを探しておるということも考えられます。去年でしたけれども、私も行きましたら、大きなバスが今の広場まで入ってきちゃいまして、上は大きな枝がありまして、なかなか四苦八苦してまたバックして帰ったようでした。

このように大型バスがだんだん来て来園者もふえると、誠によろしいことですが、これらに対する、大型バスに対する対応、どのような考えがあるか、できればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 野見金公園の大型バスでの来園でございますけれども、少数でありますけれども、来園いただいているとの情報を得ております。

今回、野見金公園に来園のありましたバスツアーは、直接野見金公園にバスでの来園ではございませんでした。そのツアーの内容でございますけれども、先月の5月に6回実施されたものでございまして、企画の実施者は千葉県船橋市の京成バスシステム株式会社でございます。参加者は津田沼駅、それから船橋からバスに乗車いたしまして、長南町の報恩寺の圏央道高架下で下車をいたしまして、そこから徒歩により野見金公園、その後、首都圏自然歩道を散策いたしまして、笠森観音まで12キロを歩くというウォーキングツアーでありました。

現在、野見金公園には大型バスの駐車場がございませんけれども、今後さらに来園者の集客を図るためにも、駐車場整備について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） わかりました。

行きますと、あそこの元ユートピアのテニスコートはもったいないですね。あれが何とかうまく借りられると、結構大型バスも入れられるなという感じがして、また町長、その辺少し敵もさるものですからあれなんです。聞いていただくといいのかなという、また催促してもらおうといいのかなという気もしますけれども、もう1点、双眼鏡がついておりました。僕も100円入れて見させてもらって、何か相当チャリンチャリンと入っているような感じを聞きますので、ちょっと状況をお聞きます。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 双眼鏡でございますけれども、昨年度の事業で双眼鏡を1機設置させていただいたところでございます。

その使用の状況でございますけれども、今年の2月9日に設置して、そこから使用をさせていただいておりますけれども、5月29日までの110日間になりますけれども、その間の使用料金は6万4,200円でございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） ありがとうございます。

このミハラシテラスの関係では、約4,000万円ぐらい投資をしております。来客数も年々多分ふえているんでしょう。だんだん花が大きくなってきれいになれば、いろいろ口伝えで1回行ってみようかということに来てくれますが、毎年来てくれるリピーターが重要であると思います。これにはまた植栽の管理が最も重要で、これがうまくいきませんと、行ってもつまらないよとなっちゃいますと、何の商売でも同じですけども、そこで終わってしまうと。

問題は、この公園が町の活性化にどのように寄与していけるかであると思っております。来園者数も活性化の評価の手段であるとは思いますが、結局は長南町にどのぐらい金が落ちたのかなというところが大切ではないかと私は思うところでございます。来園者がふえてごみが落ちていくようでは、ちょっとどうかなと思っておるところであります。

町にどれぐらいこれでお金が落ちるんだということにつきましては、また次回にでもお聞きをしていきたいと思ひまして、この質問を終わります。

次に、学校給食であります。

学校教育は、知育、徳育、体育のバランスのとれた人間を育成していくことを目指しておるわけですが、基礎になることは食育であります。国では、平成17年に食育基本法を制定しまして、子供、国民の健康増進に取り組んでおり、町でも食育推進協議会を昭和59年に設けて、町民の健康に取り組んでおるようでございます。

近年、健康に関する指標等も改正をされており、例えばコレステロールの基準値が2015年には撤廃されました。卵何個も食べてもいいですよと、そこまで言いませんけれども、コレステロールの上限値はなくなった。また、血圧の上限値が2014年から130以上は高血圧ですよと言われたのがいろいろ調べてみますと、140、150いってもみんな健康じゃないかということがあったらしくて、147を上限に変更されたという状況でございます。このような基準の変更によって、右往左往させられるわけですけども、結果的には薬の売り上げにも影響するというような、非常に大きな問題でございます。

人間を含め、動物の体は全て食べ物ででき上がっているという基本に返って、何を食べるか、食材の知識を勉強してまいりますと、その中の一つとして小麦です。この小麦は、腸のトラブル、精神疾患、鬱、統合失調症、認知症、皮膚疾患、アトピーとか、あと生活習慣病、糖尿病、肥満とかに影響を与えているとの発表が最近、ここ10年多くなされてきております。

考えますと、小麦製品は代表格の食パンをはじめとして、菓子パンやケーキ、クッキー、パスタ、ラーメン、うどん、そうめん、冷や麦、お好み焼き、たこ焼きなど、日本中にあふれております。現在では小麦のない生活はあり得ないという状況になっています。

そこで、気になりましたのが学校の給食でございます。

現在の学校給食の主役の状況について、昨年度の献立を1年間分、学校教育課長のほうにお願いをして、取り寄せて見させていただきました。この結果、昨年度は201日給食をつくっておって、そのうちのパン、何パンか知りませんが、コッペパンか食パンかわかりませんが、17食であった。一部人気があると聞く麺類

が若干入っています。これは麺ですから、小麦の製品と思いますが、若干入っている。米飯は主力になっておったということで、もっとパンが多いのかなと思っておりましたら、結果的に不勉強でございました。ほとんど米飯になっておったということでございます。

そこで、お聞きをするわけでございますが、平成29年度の献立では、主食がほとんどがお米になっております。いつごろからなったのか、またその理由についてお聞かせいただければと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） お答え申し上げます。

米飯給食につきましては、平成21年の3月31日付文科省より各都道府県教育委員会宛てに、学校における米飯給食の推進についての通知がなされました。

その内容といたしまして、日本や世界の食料をめぐる状況が大きく変化していること、あるいは食の安心安全の確保、食料自給率の向上や環境への配慮などの観点も勘案し、米飯給食の実施が平成19年度に全国平均で週3回の状況になったことを踏まえまして、次のように米飯給食の推進を図るということで、指示がございました。

（1）実施回数が週3回未満の学校においては、週3回程度の実施回数の増加を図る。（2）既に過半数を占める週3回以上の学校については、週4回程度の新たな目標を設定し、実施回数の増加を図るということで、米飯給食は進んだものというふうに考えております。

本町におきましては、記録を確認しましたが、平成21年度までは確認がとれましたが、平成21年度より、本町では4回の米飯給食をやっているということでございます。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） では続きまして、近隣市町村の主食の状況がわかれば、簡単に教えてください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 長生管内を確認しましたところ、一宮町を除いて、ほかは全て週4回米飯給食を実施しております。なおその一宮町につきましては週3回ということでございます。

以上でございます。

○11番（加藤喜男君） 加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） ありがとうございます。

次に、牛乳なんです、牛乳についてはカルシウムがいっぱい健康にいいということで、国・県等の指導がありますから、学校で毎日飲ませておると。牛乳が健康によいか悪いか別にしまして、牛乳を飲みながらご飯を食べるという組み合わせが、ちょっと我々世代から見るといかなものかなと思っておりますけれども、この辺ちょっとご感想があればお聞きします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 給食を学校教育の内容にするということにつきましては、児童・生徒の健康な体づく

りという教育的な意義があるというふうに考えるわけですが、学校給食法の施行規則の第1条に、「完全給食とは、給食内容がパン又は米飯、ミルク及びおかずである給食をいう」というふうに規定されているところから、学校においては牛乳を提供させていただいてということでございます。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 決まっておるということで、変えられませんということで、一緒に飲まなくても3時に飲ましてもいいのかなという気がしますが、給食ですから昼食ということでしょうからね。

先ほどのいつごろから米飯が始まったかということもちょっと私も気になりまして、昔の調理員さんにお聞きしました。そうしますと、約40年前、昭和56年、今のその給食所ができたときには、週5日で4食米飯だったということです。それまでの長生学園の脇にあったときも、もう米飯はされておったということでございます。

この新しい給食所ができて、それとともに、炊飯器の大きいのが、釜が入って、要はパン食を減らしていく、米にするということで、それまでは茂原のパン屋さんがパンを運んでいけば、こちらは何もなかったんだけど、つくらなくちゃいけないんで、私の知っている範囲の人は、そのときに二、三人多く採用されたということで、40年前から米飯が相当進んでおったということでございます。

ただ、これは先ほども健康面ではなくて、要は米の拡販と、米の需要量がどんどん減ってきちゃって、今米がどんどん減って、人も減る、米も減る、米が余るという状況が今も続いておりますかもしれませんが、健康面ではなく、米の消費拡大ということがあったというふうに思います。

結果的に、小高教育長も何十年も牛乳を飲み、ご飯はわかりませんが、その当時パンを食べさせられて、教職員も一緒に来たわけですが、余りよくない。ご飯になったので、その面非常によかったなという感想を持っているところでございます。

小麦につきましては、多くはご存じのとおり、米国から船で運んでくるわけです。これは輸入の最大で、車を売って麦を買うんだというようなパーティーの感じになってくるのかもしれませんが、船は船底が何十度にも夏は熱くなったり、これを防ぐために、船積みの際に、殺菌剤や防カビ剤、かびないような薬、ポストハーベスト農薬というそうですが、これを多量にまいて日本に運んでくると、それから皮はむくんですけども、ちょっとこの辺が気になっておったので、お聞きしました。

先ほどもちょっと言いましたけれども、小麦の問題とあわせて、ミルク、ミルクというふうに国のほうは言っていて、牛乳とはなかなか言わないんですけども、何かそこに問題があるのかなという気がしますが、羊の乳もミルク、母乳もミルクですかね。牛乳というのは、これは牛の乳ということですから、先ほど言いましたけれども、非常にいろいろな見解が書籍等で出始めてきております。本来、牛は草食動物ですが、近年は穀物を主に飼料として与え、各種ホルモン等を与えて、結果的に大幅に搾乳量がふえたというふうに聞いています。

また小幡さんに聞いてみたいと思うんですが、最近の説としまして、近年増加している乳がんや前立腺がんがこの牛乳が助長させているのではないかと、大量のホルモンが牛乳に入っておりますから、そういう書物が非常に多くなってきました。

健康につきましては、学校だけの問題ではありません。町全体、国全体の問題です。結局最後はどこに来る

かという、医療費に来るんですね。医療費が健康を害すればかかってくるというようなことで、牛乳、乳製品については、業界に関係するシビアな問題でありますので、私ももうちょっとまた勉強させていただいてから、町の健康の担当者、学校の担当者にまた少し知識をかりて勉強していきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の渡邊辰五郎記念館事業についてをお聞きをしたいと思います。

去る2日、3日に農村環境改善センターで、(仮称)渡邊辰五郎記念館説明会が開催されました。執行部の皆さんは大変ご苦労さまでございました。

両日を合わせて、お聞きしたところだと、約51名のご参加、このうち議員が延べ9名ぐらいいはいたかなと思います。若い世代の参加が休み、土曜日、日曜日ですけれども、余りなかったなど。この事業のPRが不足しているのか、関心がないのかわかりませんが、そんな状況であったと。この説明会の結果をまたホームページ等で公表されると思いますが、両日傍聴させていただき、参加者何名か意見を述べていただいていた。次のようなものであったと私は思っております。

まず、既に約2,000万円の大金と時間をかけた成果が1枚ぺら、それも子供が描いたイメージが大半のような資料ではないか。どうして説明会に事業費、完成までの費用、開館後の運営費用の計画、収支計画が示されないのか。この事業は住民投票を検討してはどうなのか。企画展や講座受講料で収入を考え、5年間をめぐり将来的に自立するというが、相当厳しいのではないか。誰が料金を払うのか。住民の負担となるという危惧を町民が持っている。こんな田舎で誰が入場料を払って来るのか。金額の話なしに町民は了解した話ではない。今回の説明会で住民の賛同を得たとは考えてほしくない。運営についての詳しい中身が見えない。町民の意見がどのように吸収されたのか。予定地は場所が悪い。ここは記念碑でも建てて、もっと広いところに、また辰五郎氏の資料は郷土資料館のようなところでもよいのではないかというような意見、このほかにも意見があったとは思いますが、余りもろ手を挙げて賛成という人は見えなく、疑問を持つ人が大半であったと思いますし、反対との意見もございました。

そこで、最近目にしましたのが、資料1-4となって、運営費の想定(目安)として書かれた取扱注意として書いてある資料であります。これは恐らくオープン後の運営の計画であると思われます。この資料は、昨年度行われて、既に解散しましたかね。同記念事業基本計画検討委員会での資料として出されたものと想像するわけですが、この会で委員に配られた資料というふうに見てよろしいかどうか、まずそれをお聞きます。

○議長(板倉正勝君) ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長(三十尾成弘君) それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

加藤議員がお持ちになっている資料が同じものであるならば、昨年第5回基本計画検討委員会におきまして、配布した資料となります。

以上です。

○議長(板倉正勝君) 11番、加藤喜男君。

○11番(加藤喜男君) さきの委員会で全委員に配った。さきの委員会で全委員に配られた資料ということでよろしいですね。全委員、十四、五名に恐らく配られたということで了解しました。

この資料は建設費を云々という資料ではございません。中身を見ますと1年目から5年目ということで、開館後5年の運営の想定をあらわしているようであります。町からの補助金も含めて、収入、支出、収支、利益といえますか、記載されており、5年目からは町からの補助は必要なくなり、委託料のみで黒字化すると、約200万円ぐらい、委託料となっております。この資料は取扱注意とか、内部資料ということなのかもしれませんが、こういう資料をさきの説明会でご提示いただければ、またいろいろな意見があったのではないかなと思っておるところでございます。

この委員会には15名程度の委員がおりまして、毎回町長も出席しておるということですが、この中には地域団体の代表者として、町議員も2名、委員として名を連ねております。この想定表について、何か意見が皆さんあったのかなと、その辺もしあったのであればお聞きしたいなと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長（三十尾成弘君） この資料につきましては、基本計画を策定いたしました株式会社地域計画連合のほうで参考資料といたしまして配付、示したものでございます。委員からの意見もありましたが、まず町長のほうからテナント料を払ってまで出店する企業はない。当面の間につきましては無料で貸し出し、状況を見て、テナント料を考えたいとお話をさせていただきました。

お話の中で、この資料を最近お目にしたということですが、加藤議員のお話の中にもありましたとおり、取扱注意、この会議のみの資料としていただきたいとお願いした資料でございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） この会議だけの資料を入手しちゃって申しわけありません。今コンサルがつくったということで、全てコンサルということで、コンサルもうかるなという感じを持っておるところでございますけれども、今、町長のお話も間接的に承ったところでございますけれども、収入いろいろ最初は云々という話がありますけれども、この表だけ拝見させていただくと、厳しいなという感想を思います。

一方のこの支出、4名とされる、4名というのは、我々の基本計画か何かで明示があった4名とされる従業者の person 費、企画展、講座の事業費、光熱、清掃、通信、警備、消耗品などですが、見ますと、約1,000万円から1,200万円毎年かかりますよというふうな想定、あくまでも想定でありますからいいんですけども、なっている。

でも、この想定、余り大きな狂いはないんじゃないかなと反対に思います。収入はちょっとわかりませんが、支出は恐らくこれは出ていくだろうと、これをやりますとね。差し引き、町から七、八百万円ぐらい出さないといけないということでもありますけれども、恐らくこれは収入が当てにならないから、1,000万円以上毎年かかっちゃうんじゃないかなという気がするわけですね。

私だけかもしれませんが、この事業の費用対効果は大きな疑問があるなということで、委員会でのこの計画に疑問を持つ委員がいたのかなないのかな、いなかったらそれはちょっと不思議だなと思ったわけでございます。

それで、次に昨年度委員会は解散しておると思いますが、これの見直しという意味で言ったんですけれども、

何か新しい想定表でもできておりませんかねということでお尋ねをします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今のご質問に対しては、担当のほうからまた説明させますけれども、まずこの収支計画なんですけれども、まず基本構想の検討委員会を発足させるときに、委員さん方をお願いしたことは、これから箱物をつくっていくけれども、その維持管理費については、この事業運営費で賄っていただけるよう、その事業内容をしっかり検討していただきたいということで、私のほうからお願いをいたしました。

それを受けて、5年をめどに、それは維持管理費を事業運営費で充てていけるような考えをしていこうじゃないかというようなことで、基本構想、基本計画を進めてきたわけでありますけれども、最終的にこの収支計画が出ております。私もこれを見た段階では現実的ではないというような思いで、これを外部に流出させることを防いだわけでありますけれども、もちろん先ほどおっしゃったように人件費の問題、この人件費の問題は、私としては非常勤職員を2人ぐらい置いて、施設を維持管理させればいいのかというような思いでいます。

ですので、大体年300万円から400万円くらい、基本的には施設は地域の皆さんのための施設ですので、地域の皆さんがうまく活用してもらおうということを大前提としております。もちろん辰五郎記念館でありますから、辰五郎記念館の事業も行いますけれども、基本的には町民の皆さんがそれをどういう形で使うか、それは皆さんにお任せすると。

説明会のときにこういう質問もございました。町長はにぎわいを取り戻すために、そういう拠点をつくるんだということを言っているけれども、にぎわわなかったらどうするんだ。誰が責任をとるんだという話がありました。私は、行政もしっかりやるけれども、これは町民の皆さんのための施設なんだから、町民の皆さんがうまく活用して、町民の皆さんに活用してもらおうと。それは町民の皆さんに責任を転嫁するわけじゃないんだけれども、これからの施設は行政と町民の協働による協働作業によって、それがうまく活用していくんだと、そんなことを話したわけであります。したがって、この収支計画については、これから現実的なものとしてしっかり見きわめて、つくっていく必要があるだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長（三十尾成弘君） 今後の想定ということでご質問だと思いますが、これにつきましては、昨年度策定いたしました基本計画に基づきまして、運営、管理を担います運営組織をまず立ち上げます。その準備といたしまして、準備会のほうを立ち上げ、先ほど町長の話の中にもありました収支計画につきましても、詳細に検討してまいります。運営組織の構成といたしましては、地域住民の方々、町商工会、金融機関、東京家政大学の関係者、最後に町などを想定しております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 今、町長から人件費の関係もちょっとお話がございました。その辺また十分精査、検討していただいて、これはちょっと違うんだよと、もっとこういうふうになるんだというのを早急につくりませんか、幾ら金がかかるんだよ、この事業はと、そういう町民は非常に多くございます。その辺対応していき

ませんとちょっと厳しいと思います。

私がかねてより、この事業はどこから要望があったのかなとか、この事業に二、三億円もつとかかるかなということ述べてたこともございますし、先ほどのおり、この資料もコンサル任せと、委員会任せと、この事業でもうかるのは夢売りのコンサルタントの会社、地権者、設計会社、建設関連業者、大学、金融機関等であり、町は大きな借金を抱え込んじゃいけないなど思っているわけでございます。

大学につきましては、いろいろ東京家政大学とコンタクトしていただけますが、大学も非常に運営が厳しい状況にありますね。収入は何から見るかというと、事業費と国からの補助金と、あとはいろいろな株式会社で何かやっている学校もありましたけれども、非常に補助金が欲しいということで、地方にいろいろ貢献したというようなことで、いろいろ実績をつくって、文科省からさらに大きな補助金をもらいたいんだというのがあるようで、そういうふう聞いております。

それはそれで一生懸命頑張ればいいなと思うところでございますけれども、町長は行政が提案して箱物を環境整備していろいろな企画を出してもらい、どう使うかは町民であると今おっしゃった。うまくいかないかは、町民の活用次第であるかのような発言もありましたが、町民に責任を転嫁するものじゃないよというものもございました。

今のおり、多くの町民、団体が町にこれをつくってくれと、一生懸命やるからこれを頼むよというリクエストがいっぱいあって、それで厳選をして始める事業であれば、要望した町民も恐らく一生懸命活動するのかもしれない。これは平野町長以外が誰が町長になっても、この事業を本当にやるのかなということちょっと厳しい言葉ですけども、そんな感じも持っておるわけでございます。

さきの説明会場で、柏崎市原発マネーでどんどんつくられた箱物が現在維持費で町の行政を圧迫していると、財政を苦しめておるといふことの発言がありました。このようなことにならないように、町長にはまた考えてもらうわけですけども、このような事業、商工会とか、そういうところも初めからよく取り込んで、何か別の構想があってもどうなのかなと。

以前も言いましたけれども、昔、藤見町長の時代に、ここにいる岩瀬議員を座長としまして、町中の活性化のいろいろ分厚いレポートがあるわけです。ぜひともこれも再度になりますけれども、参考にさせていただきたいと思うわけです。

来年は春は議員の改選でございますので、この事業に対して議員がどういうスタンスで対応するんだということも、町民は恐らく気にしておるところだと思います。私も一層明確な考えを主張していきたいというところを思っておるところでございます、この問題を終わって時間も来ましたので、次に行きます。

次に、廃小学校ですけども、第1回定例会で東小学校の状況を視察させていただきました。学校自体を東小はロケのセットとして使用するということがコンセプトのようなことですから、ほとんど現状は維持でありまして、変わっていないなど、またOA機器のクリーニング作業を見ましたが、時間もたっていなかったのでしょうか。ちょっと幾分寂しさを感じ、これからなんだろうと思っています。

私がかねてより、町民の貴重な財産である長南小学校は町の管理にして、社協だとか、シルバー人材だとか、防災倉庫だとか、被災者対応とか、各種部屋貸しとか、スポーツの場に町民に使用させるべきだと主張しておりますが、西小学校は既に動きが出ていますからよろしいとして、長南小学校、豊栄小学校、両旧小学

校の状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、加藤議員、幸先よく1校、2校、東小、西小と決まったわけでございます。残る2小学校、これについては現在具体的な企業というのは浮上していないといえますか、そういう状況です。何件かの問い合わせはありますけれども、具体的なところまでまだ進んでないという状況でございます。

昨年度実施しました地方創生の交付金事業の中で、廃校の活用セミナー、あるいは現地視察のツアー、その参加企業のうち数社から現地を見たい、あるいは具体的な企画提案を検討したいというような話は、昨年度はいただいております。しかしながら、その後ある企業からは、現地調査や具体的な事業計画の検討の中で、現状の校舎では、取り扱い製品に対しましては、安全上、セキュリティー、そういったものが確保できないなどの理由によりまして、活用に向けた協議を断念したというような経緯等もございます。

また、1月、2月には、小学校の跡地活用検討委員会に検討をお願いした案件等もございます。委員の皆様のご意見をお伺いした中では、その結果、地域活性化や町の発展につながる活用としては難しいというような判断もいただいたところでございます。したがって、現在のところこの企業進出、残る2小学校に対しましては、有力な候補は特にございません。しかしながら、興味を示している企業も数件の問い合わせ、随時受け付けております。今後は引き続いて、そういうような状況把握を行って、具体的なご提案があった場合には、町の基本方針と整合性を慎重に精査する中で、検討していきたいというふうに考えております。

取り組み方につきましても、昨年度に引き続いた中で、長南町の立地のよさ、廃校物件等をPRしていきながら、優良企業に注目していただけるような取り組み方をまた各方面に問いかけるなどしてまいりまして、いわゆる継続という形の中で取り組んでいけたらというふうに考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） ありがとうございます。

耐震化とか、グラウンド整備に大金のかかった町の貴重な財産なんですね、この学校は。既に2校を無償で貸し出してしまいました。ここに来て、あと有償というわけにも多分いかないんだろうと思いますけれども、町民の貴重な財産を町民が使えないで困ったなど、早く貸しちゃって、何かほかのものを町長はつくりたいのかなというような勘ぐりもしちゃうんですけども、そんなことはないと思いますが、長南小はいろいろ考えられますので、またどこかで検討してくれればうれしいなと思うのが私の今の心情でございます。

最後に移ります。副町長不在についてお聞きをいたします。

現在、本町では副町長が不在の状況でございます。聞くところによりますと、長柄町も今いないようでございます。

ところで、町長は前副町長の任期満了に際しまして、当分の間は副町長を置かないと話されましたが、地方自治法の第161条には、市町村には副市町村長を置くというふうに規定され、本町でも長南町副町長の定数を定める条例で定数を1名ということにしております。

現在、また今後の行政の運営に際して、町長を補佐して、またその補助機関であるそこにお座りの皆さん、ほか職員全員の事務を監督する副町長は、僕は必要じゃないかなと思います。副町長を1期置かなければ数千万円の費用削減効果はありますけれども、町長、最近になって副町長の選任についてどのようにお考えであるか、お聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、副町長の選任はどのように考えているかということですが、ご案内のとおり、副町長人事は首長の専権事項でございます。したがって、私としては、しかるべく時期にまた議会のほうに提案をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 加藤君、もう時間が少ないので、手短によろしくお願いします。

○11番（加藤喜男君） あと6分ございますから。

わかりました。しかるべきというか、なかなか難しい日本語で、広辞苑でも引いてみなくちゃいけないんですけども、しかるべき時期に町長は副町長を議会に提案したいということでもあります。

もし本当に要らないのであれば、置かないという条例を提出してもらったって別に一向に構わない。それを賛成するか、賛成しないかは議会の判断でよろしいんですけども、いろいろ庁舎や公民館だ、辰五郎でいろいろ問題といますか、懸案でもないか、するべき事項がめじろ押しなわけでございますから、次郎長の子分の大政でも1人置いてもらったほうが町長もいろいろその腹心から意見ももらえるんじゃないかと、変な人を置いちゃって、副町長が辰五郎、だめだよなんて言う副町長でもまたこれは困るんでしょうけれども、副町長を置かなければ給料がなくていいなというのは、ちょっと余り考えとしてはよろしくないわけで、私としてはぜひとも早急に、しかるべき次の議会でもいいですけども、9月議会あたりに誰か選任していただいて、町長の腹心を入れて、2人で協力して町政の運営に進んでいただきたいということをお願いをしまして、ちょうど時間となりますので、私はこれで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） 町長のほうからお話を。

○町長（平野貞夫君） 今のお話の中で、副町長を置かない条例の制定もあるんだよというお話がありました。その条例制定も選択肢の一つとして考えているところであります。それを申し添えておきます。

それから、加藤議員、渡邊辰五郎記念館について、かなりいろいろな面でご質問をいただいているわけですが、この辰五郎記念館はそもそも地方創生事業の総合戦略の事業計画の中に入れました。その事業計画については、その都度お話をさせて、説明をさせていただいております。町民の皆さんにもその旨をお知らせしております。それから、基本構想計画の中でも予算をいただいて、これも町民の皆さんにもお知らせしています。基本計画についても同じような形で取り組んでおります。全く行政独断でやってきているようなことを余り私としては言うてほしくないなというふうに思っております。

加藤議員、いろいろ持論があることは重々承知しております。その持論をここで1回議論しましょうよ。とことん議論して、議論しないで持論だけ述べて、毎回一般質問が終わっているの、それだと先へ進まないの、1回議論をさせていただければというふうなお願いをさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） では、町長のほうから加藤議員のほうに要望ありましたので、後でまた十分に検討していただき、これで11番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては午後1時を予定しております。

（午前11時52分）

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 丸 島 な か 君

○議長（板倉正勝君） 次に、12番、丸島なか君。

〔12番 丸島なか君質問席〕

○12番（丸島なか君） 12番議席の丸島なかでございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の中小企業に対する支援についてお伺いをいたします。

日本経済を支えているのは誰か、それは中小企業とそこで働く皆様です。中小企業は、日本の国内企業数の99%を占めております。働く人の3人に2人は中小企業で働いております。また、従業者数の約7割の方が働く地域経済の屋台骨でもあると思います。その意味から、中小企業の皆様が日本経済の主役と言っても過言ではありません。

我が国の経済は、雇用や所得環境が改善する中で、緩やかな回復が続くことが期待されており、中小企業事業者の皆さんは、厳しい経営環境の中で日夜奮闘されております。人手不足や資金繰り、後継者問題など、課題を抱えている経営者も少なくありません。日本の全企業数の9割を占め、雇用の7割を創出する中小規模事業者が元気になることこそ、日本経済の持続的な発展に不可欠と考え、中小企業支援策が実現されてまいりました。平成30年度税制改正では、事業継承税制や所得拡大促進税制の拡充、また生産性向上を後押しするものづくり補助金やIT導入補助金の拡充なども促進されてきたところです。

先月の5月23日に生産性向上特別措置法が公布され、中小企業に対して企業が従来に比べ、時間当たりの生産量をふやしたり、消費電力を減らしたりすることで、資産効率を向上させ、収益拡大につなげるような機械設備に置きかえる設備投資支援策が創設されました。

そこで、初めに生産性向上特別措置法に基づく中小企業の設備投資における税の支援についてですが、中小企業が機械装置等を取得し、生産、販売活動等に直接使用される場合は、固定資産税の軽減が受けられるという事です。先ほど税条例の一部改正でも説明がありましたが、具体的にお伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、丸島議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、長南町税条例等の一部改正で説明をさせて

いただきました内容を具体的に申し上げます。

税条例附則第10条の2第14項では、5月23日に公布されました生産性向上特別措置法に規定されております町の導入促進基本計画に適合し、かつ労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして、認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載されております160万円以上の機械装置や30万円以上の器具や備品などを平成33年3月31日までの間に取得された場合に、固定資産税を最初の3年間は課税標準を2分の1といたしまして、中小事業者等の設備投資を支援させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） ちなみに、町内には中小企業と思われる会社はどれくらいあるのか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、中小企業の数につきましては、法人町民税の申告によりまして158社でございます。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） ありがとうございます。

たくさんあるなというふうな印象を受けましたけれども、固定資産税の課税標準を3年間、2分の1とする軽減を受けることができるためには、町の導入促進基本計画に従って取得した機械設備等であり、また町の導入促進基本計画に適合しなければならないということですので、町の計画策定についてどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） この制度でございますけれども、今説明のあった内容でございますけれども、生産性の向上に資する設備投資を行った中小企業が今後3年間、対象設備の償却資産に係る固定資産税について軽減を受けられるというものでございます。

この制度の実施に当たりましては、市町村が導入促進基本計画を策定いたしまして、その計画を国に協議し、同意をいただくという必要性がございます。中小企業では、この制度を利用するには、先端設備等導入計画を策定し、市町村に申請、認定を受けるということが事務的な流れとなっております。

この法案は、平成30年5月23日に公布されまして、今月、6月6日に施行がされたところでございます。町は法が施行されましたので、国が策定いたしました導入促進指針に基づきまして、速やかに町の導入促進基本計画、この計画策定の事務を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 町が導入促進基本計画を策定するということですが、計画内容の概要説明を伺います。また、計画策定後、国と協議をし、同意を得るというふうなことのようですが、それぞれの時

期は先ほど速やかにというような答弁がございましたけれども、その辺はいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） ただいまのご質問は、導入促進基本計画、どのようなものかというご質問といつごろかというご質問でよろしいかと思っておりますけれども、導入促進基本計画につきましては、5つほど協議書に明記するようということであつております。

1つが先端設備等の導入の促進の目標、それから先端設備等の種類、それから先端設備等の導入の促進の内容に関する事項、それから4で計画期間、5では先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項、これを明記するようというひな形が示されております。また、いつごろかというご質問でございますけれども、なるべく早いうちに策定させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○1 2番（丸島なか君） 中小企業の皆さんにとっては、大変使い勝手のよいものと思いますが、この周知方法については、どのようにしていくおつもりなのか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 町の導入促進基本計画策定をいたしましたら、まずは町のホームページに掲載させていただきたいと思っております。また、町の広報にも掲載をしたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○1 2番（丸島なか君） 経済産業省の集計によりますと、中小企業の設備年齢は8.5年と若返りの兆しがあるようですし、企業の平成30年度計画では、投資をふやす理由に更新、また維持を挙げる企業が6割に達して、生産性向上への意欲は高いということだそうです。私はこの話を聞いたときに、町内には会社が少ないのかなと思って、余り関係ないし、使う企業の方もいないのではないかなというふうな、私が勝手に考えてしまったんですけれども、先ほど158社というような、そういう企業数もあるということですので、利用する事業者は少ないのかもわかりませんが、3年間は固定資産税は2分の1ということで、事業者には設備投資の額が30万円以上と使い勝手のよい制度だと思います。

何より事業者がいざ利用したいというふうに思っても、町の条例や計画が策定されていなければ使えませんので、そのときは町が非難されてしまうかも知れませんので、備えは必要かと思っております。長南町に中小企業158社あるということですので、地域経済を支える中小企業の皆さんの声に耳を傾けながら、生活者の立場に立った施策の実現に全力で取り組んでいただきたいと思います。

以上で、1点目の質問は終わります。

2点目の安全・安心なまちづくりについてに移らせていただきます。

4点ほどございますけれども、まず①の防犯カメラの設置状況についてお伺いをいたします。

近年では、新聞、テレビのニュースで報道されていますように、犯罪、窃盗、オレオレ詐欺などが非常にふえている状況でございます。そんな中、防犯、監視カメラは事件解決はもとより、犯罪を未然に防ぐために欠かせない存在になっております。

そこで、まず町内の防犯カメラの設置台数をお伺いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 防犯カメラの設置状況ということでございます。

町で設置している防犯カメラについてお答えさせていただきたいと思いますが、町では今防犯カメラにつきましては、役場に2カ所、ガス供給所、こちらに2カ所、野見金のミハラシテラスに2カ所、またそのテラス下のトイレに2カ所、そして笠森霊園に3カ所、小学校、中学校合わせて5カ所で計16カ所に町のほうでは防犯カメラのほうを設置してございます。

よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 16カ所ということでお聞きをして、随分あるんだなというふうに思いましたけれども、防犯カメラをふやしてほしいという町民の声が寄せられております。長南町は面積は長生郡の中で一番広く、人口につきましては、少子高齢化で年々減少の一途をたどっていて、8,000人ちょっとという、そういう状況でございます。人の集まるどころ、また交通量の多いところ、交差点等、そういうところに町は設置する考えがあるのかどうなのか、伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 防犯カメラの設置ということでございますけれども、町の防犯につきましては、防犯の方々をはじめ、見守り活動をしていただいているの方々、その他さまざまな方々にご協力いただいているということでございます。

防犯カメラにつきましては、確かに映像をリアルタイムで撮影、記録することができます。そのために防犯対策上、活用が期待はできるということでございますが、その一方で、撮影される方、被撮影者のプライバシー権とか肖像権といわれる、そういった権利を侵害してしまうおそれもあるというふうなことでありまして、設置、運用に当たっては、慎重な対応が必要なのではないかというふうに考えております。

したがって、町が防犯カメラを設置するに当たりましては、今の時点では街頭等ということではなくて、町が管理する施設の施設内の状況を撮影することを目的にするものを優先して設置していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） わかりました。

町には人がいない、人が少ないわけですので、何かあっても人がいないだけにわかりづらいという面もございますので、時代の要請でもあり、設置すべきだとの声に応えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、②の役場案内板の設置についてお伺いいたします。

長南町は先ほど申し上げましたが、少子高齢化で人口もどんどん減少している状況です。そんな中、老人施設は増加しております。町外からの入所者も多く、町外の方が役場を目指して来てくださっていても、どこに役場があるのかわからない。また、よその町村から引っ越ししてきた方などは、ご自分が入院した後、遠方から身内の方に来てもらって、書類などを役場に届けなくてはいけないんだというようなときに、説明をして、ここなんだよということで教えても、なかなか役場の案内標識がないので、わからない、わかりづらいという、そういう声がありますので、役場の案内標識をつけていただきたいということで、また町内には坂本地先に長南聖苑と一緒に役場の案内板が一個あるのは、私は承知をしておるわけですが、何かほかに見たことはないわけですが、あるのかどうなのか。あそこもここもあるんだよということであればよろしいんですけども、要所、要所に案内板をふやしていただければという、そういう思いです。

圏央道もできて、おりてきても、そこに大きい長南町の地図があつて、あれがあるんですけども、こうかと思つても、実際に行くとわからなくなっちゃいますので、役場入り口にも矢印をつけた案内板を設置していただきたいと思つていますが、いかがでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 役場を案内している案内板と、そういうことでございますけれども、ただいま丸島議員おっしゃったように、私も坂本の利根里線のところの案内板というのは承知しております。ただ、ほかのというふうなことで、ちょっとその辺の調査はまだいたしておりません。そういったことで、役場の案内板とか、そういった公共サインというふうでございます。公共サインには、円滑な移動に必要な経路や地点、情報をはじめ、周辺の観光施設、そういった情報を現地で提供する情報ツールの一つというふうなことでございます。

また、そういった公共サインを必要最小限の情報が必要な場所に提供されることで、大きな効果をもたらされると、発揮できるというふうなものであると考えております。役場案内板につきましては、道路案内が主となるというふうなことを考えられますけれども、現状の先ほどありました案内サイン等、調査させていただいた上で、効果的な設置について検討させていただきたいというふうなことを考えております。

よろしくお伺いいたします。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 私も他の町村に行つて、役場入り口とか、よくお見かけをいたしますけれども、どちらの方角から来ても何々役場と、ここを矢印で遠くのほうから見ても、あそこに入って行けばその役場に行けるんだなという、そういうものがありますので、役場の案内板だけでなく、長南町にもいいところが、ぐるっと長南花めぐりだとか、そういう行事も多くの方が来ていただいているわけですので、道路案内だとか、必要最小限の標識はぜひ立てていただいて、皆さんがわかりやすいような、そういうことにさせていただければありがたいと思つておりますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

次に、移りたいと思つております。

次の3番目の太陽光発電についてお伺いをいたします。

この太陽光発電については、過去にお二人の方が質問をしております。また、現在坂本地先では、開発許可を受けた大規模な太陽光発電の工事が行われており、工事の広さは聞くところによりますと、65町歩と伺っておりますけれども、建設機械のブルドーザー、またバックホーの重機が毎日20台も動いているということで、また大型トラック等も動いていて、騒音や砂ぼこりなど、また大雨が降ったときなどは、土砂崩れ等の災害が非常に心配である。こういう近隣住民からの苦情やら心配の声を耳にしているところでございます。

そこで、太陽光発電事業の開発について町では事業主に対し、どのように指導しているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、丸島議員の質問にお答えをいたします。

初めに、太陽光発電事業にかかわらず開発面積が1,000平米以上の案件につきましては、町の開発指導要綱に基づき、事業主と事前に協議を行いまして、開発行為が適正に行われるよう指導をしているところでございます。また、事業実施に際しまして、不適切な事件等が発生した場合、関係法令に基づきまして事業主に対し指導を行っているところでございます。

ご質問の太陽光発電事業についてですが、近年豪雨等による土砂流出など、開発区域外に影響を及ぼす事例が発生していることから、事業区域が1,000平米を超える太陽光発電事業を対象とする指導要綱を新たに制定し、本年4月1日から施行したところでございます。これによりまして、今後も適正な開発が行われるよう、事業主に対しまして指導をしまいたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 太陽光発電事業に対する指導要綱が策定されたとのことですので、適正に指導していただき、町民が安全で安心して生活できるようよろしくお伺いをしたいと思います。

ある壮年の方から毎日食事をしながら、遠くのほうに工事をしている山肌が見えるんだそうですけれども、それを見ていると、その方は70代の方なんですけれども、昔とさま変わりしておりますので、そういうのを見ながらご飯を食べているといいですか、いろんなことを考えちゃうと夜も眠れないこともあるんだなんていう、そういうふうなことも言っておりましたので、安心・安全の生活ができるようご指導よろしくお伺いをいたします。

最後の4番目のスクールバスUターン場所についてお伺いをいたします。

昨年4月から小学生は全員スクールバスで通学するようになりました。私も小学校に行き、登下校の様子を拝見して見守りといいますか、見に行ったことが何度かありますが、昔でいえば大型バスが4台も停車していると、今日は遠足なんだなという、そういう感覚で私の年代はそういうふうになっちゃったんですけれども、毎日がそれなので、ちょっと本当にさま変わりをしているところなんですけれども、大型バスは運転手さんだけで車掌さんとか、補助の方というのはいないということでお聞きをしております。運転手さんが一人で全てを行うので、それこそ大変だなというふうな思っておりますけれども、そこで町内でスクールバスのUターン場所というのは何カ所ぐらいあるのか、まずお伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君） 丸島議員のご質問にお答えします。

Uターン場所は、渚石材前、豊栄の里、小生田上集会所の3カ所でございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 普通、観光バスはガイドさんなり、何なりが後ろでピッピッピッと笛を吹きながら、Uターンをしたりしているというのが普通の風景なんですけれども、大型バスで全て運転手さんが一人でやるということは、本当に大変なことではないのかなと、いろいろ神経を使ったりしているのではないかなというふうに思っておるところなんですけれども、町民の方からUターン場所に立て看板をここはUターンする場所なんですよということで、そういう立て看板を設置したほうがいいのかという、そういうご意見がございました。

そこは、集会所というか、青年館と隣接していて、すぐ近くに川もありますし、釣りに来る方もいらっやいます。その地域の方たちは、ここがUターン場所になっているんだということは知っているとは思いますが、全く関係のない人はそこがUターン場所になっているなんていうことは全く知らないで、そこにどんと車をとめられちゃったりした場合には、大変危ないといえますか、Uターンもできなくなっちゃうんではないかなというふうにも思いますし、そういうことで私もその話を聞きまして、近隣町村にどういふふうになっているのかちょっと見に行きましたら、ここは小学生の乗り場ですよということで、こういうのを書いてありましたけれども、きちんとここがUターン場所になっているんですということを誰が見てもわかるようにしておいたほうがいいのかというふうに思いましたので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君） スクールバスUターン場所に、Uターン場所としての看板設置とのことですが、委託先であります小湊バスに確認しましたところ、Uターンするのに今のところ、不都合のこの報告は受けていないということでございました。今後、不都合な事案が出ましたら関係者と協議の上、検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） よろしく願いいたします。

それから、バスの運転手さんのマナーといいますか、心得といいますか、これについてもちょっと町民の方から二、三お聞きをしております。低学年の男子がバスに乗り込むときはおはようございます、また帰りにはありがとうございました。というふうなことを運転手さんに挨拶したり、お礼を言ったりしているそうなんですけれども、全部が全部の運転手さんじゃないと思いますけれども、前を向きっきりで、おはようでもなければ気をつけて帰れよでもなければ、そういうふうな運転手さんもいるということで、私がちょっと行きましたら、いきなりそれをご家族のおばあちゃんに言われたりもしましたし、また児童が何人か行った先で乗るわけなんですけれども、全員座ったのを確認しないで走ってしまったりだとか、こういう話をお聞きしますけれども、

町の教育委員会としては、バス会社に対してどのようなお話をされているのか、その辺をちょっとお聞きできればありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君） この件につきまして、学校長に確認をさせていただきました。運転手は子供一人一人に声をかけてくれたり、最後は忘れ物がないかと、そういうことも確認しているということで、ご指摘の中身については確認がとれませんでした。また、小湊バスとしては、社員教育においてもお客様を第一に考え、挨拶の励行についても指導しているとのことでした。今後、そのような事案が出ましたら適切に対応させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） ありがとうございます。

そういう案件が所長さんのほうからはなかったということで、所長さんのほうはない、町民に聞けばあるということで、追いかけてこみたい感じなんですけれども、どちらが本当のことを言って、どちらが嘘を言っているということじゃありませんけれども、町民の声は声としてよろしく願いをしたいと思います。

私も浦安市の道路を走ってまして、ちょうど子供たちが帰るときだったんですけれども、横断歩道が近づいてきましたので、うちの車はとまって、どうぞということであれをしたら、子供たちが先に頭を下げて五、六人の子供たちがそこを渡り終わったら、すぐくるっこっちを向いて、帽子を取って、本当にありがとうございましたと、こういう姿を見ると本当に心が温かくなるわけですね。

今、答弁をいただきましたけれども、親御さんやご家族の皆さんにしてみれば、大切な我が子を預けているわけですので大変心配をしております。

最近では、部活動の一環で、遠征とか遠いところに練習試合に行く道すがらにマイクロバスが事故を起こしたなどの報道もされております。また、私も平野町長の平成30年度の施政方針をもう一度見直してみました。その中には安全、安心という言葉が12回も載っておりました。安心、安全という言葉がそれだけ重いということだと思っております。

今、申し上げたことは生活者目線、住民目線、町民目線でのことですので、安全で安心して住める我が郷土、長南町にさせていただきたいと切に願っております。

以上でこの大きい2点目の質問は終わります。

次に、3点目に移らせていただきます。

学校における心肺蘇生教育についてお伺いをいたします。

突然の心停止から命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があると、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。我が国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以来、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されております。

突然死を減らすためにAEDが使われた場合、使われなかった場合と比べて、約2倍も救命率が高くなると有効性が認められております。心停止は1分処置が遅れると、救命率が10%減るため、心停止の人を目撃した

人がいかに素早くAEDを使えるかが課題だと思います。

2016年10月27日付で公表したAEDの有効性について、総務省消防庁の統計をもとに分析、推計したデータでは、9年間で835人がAEDを使用したことで助かり、社会復帰したと判明いたしました。救命率はAEDが使われなかった場合と比べ、2倍にも上ったということです。しかしながら、いまだなお毎年7万人に及ぶ方が心臓の突然死で亡くなっているそうであります。とともに、学校でも毎年100名近くの児童・生徒の心停止が発生しているそうであります。その中には、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず救命できなかつた事例も複数報告されているとお聞きしております。

そのような状況の中、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領、保健体育科の保健分野では応急手当を適切に行うことによって、障害の悪化を防止することができること、また心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、この解説では胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されております。

しかしながら、全国における教育現場での現状を見ると、全児童・生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は平成27年度実績で小学校で4.1%、中学校で28%、高等学校で27.1%と非常に低い状況にあるということです。

そこで、本町において生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性についてお伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 応急手当の意義と心肺蘇生についてでございますが、現行の学習指導要領、保健体育科の内容において明記されております。応急手当や心肺蘇生法について、中学校2年生で学習しております。また、中学校では毎年2年生が消防署員を講師として心肺蘇生法の実習を実施しておるところでございます。応急手当の方法や意義についての学習、実習は、基本的には救急隊が到着するまでの対応として我々は考えておまして、AEDの活用も含めまして、今後とも実施していくということで考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 先ほどもお話をいたしましたけれども、さいたま市の小学校で駅伝の練習中に児童の心臓が停止して、現場にいた9人の先生たちは心肺蘇生の講習を受けていたにもかかわらず、AEDを使用することができなかったそうであります。心停止の現場は物すごく混乱し、パニック状態に陥ったり、判断に迷うのは当然だと思います。救命率が2倍高くなるAEDを効果的に使えるかどうかの問題になると思われま

す。中学校でもさまざまな学習、実習をしていることはわかりましたが、緊急時に混乱することがないように、例えばAEDを使うことができる人の数値目標を定めるなど、具体的な取り組みを進める考えはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） AEDを緊急時に適切に使用できるかというのは、大変難しい問題だというふうに考

えております。数値目標を設定して学校で講習というようなことは基本的にはしておりませんが、ただ講習については、全ての職員が使用できるというようなことを目標にしておるということでございますので、今後とも内容の充実を期していくということでお答え申し上げておきます。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは、小学生、児童についてはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 小学校では、5年生のけがの防止の学習で、三角巾等を使った応急手当について学習しております。患部の冷却、あるいは止血方法ということで指導しております。ただ、大きなけがの場合には、小学校の発達段階等の理由から、自分で何とかしようとするのではなくて、できるだけ動かさずに、すぐに大人を呼んで対応するようということを中心に指導しております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） それでは、次にAEDの設置状況についてお伺いをいたします。

過去にまだ合併にならないときは、各小学校にあるAEDはどうするんですかといいましたら、新しい校舎のほうに設置するんだよということをお聞きしましたけれども、新しくなりましたので、設置状況をお伺いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） ガイドラインによりますと、AEDの設置場所は心肺停止の発生頻度が高くなる、人が集まる場所等が望ましいということで、学校はその対象になっているところでございます。長南町の小・中学校では、中学校の生徒昇降口、それから小学校の児童昇降口、体育館の3カ所に設置してあります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 救命体制を整えれば、スポーツ中、または学校での心臓突然死ゼロを目指すことは決して不可能ではないというふうに言われております。AEDを周到に準備した東京マラソンでは、心停止が7例中7例が救命できたということをお聞きしております。すぐ使えば救命率は高くなります。全国の学校では心停止が年に20から40件ほど起きていて、その場所の8割がグラウンド、プール、体育館であるとのことでございます。

先ほどは小・中学校の昇降口と体育館の3台というふうにお聞きをいたしましたが、小・中学生が使用するプールにはAEDは設置されているのか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 町の体育館事務所に設置してありまして、プールのほうには直接設置してございませ

ん。ただ、同じ敷地にあり、緊急時に対応できるという考えに基づくものでございます。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 了解をいたしました。

それでは、本町の教職員へのAED講習の実施状況及び具体的な取り組み状況も含めてお伺いをしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 児童・生徒を預かる教職員にとりまして、AEDの使用を含めた心肺蘇生法の講習は、必須の条件だというふうに考えております。特に小学校においては、全職員が水泳指導に当たりますので、水泳指導時期以前に全職員が毎年実施しております。本年度は中学校が5月に、小学校が6月に消防署員を講師として既に実施済みでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） これで最後になりますけれども、学校においてAED使用方法や心肺蘇生法を学ぶことは、これから社会に出て救命措置を自ら行う場面に居合わせる可能性が高くなる児童・生徒にとって、大変重要なものであり、災害時などに求められる互助の精神を育み、命を大切にすることを養う機会でもあると思います。また、教育現場でAEDを含む心肺蘇生法を教えることは重要でありますし、命の大切さを学ぶ絶好の機会となりますので、児童・生徒が安心できる救命体制をお願いいたします。

また、教職員にとっても児童・生徒の事故に対応し、命を救うための心肺蘇生技術、応急手当て、知識の習得は必要なことであり、児童・生徒を指導しなければならない立場からも身につけておくべきものと考えますので、その普及推進に努めていただきたいと思います。

また、児童・生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは、喫緊の課題だと思います。児童・生徒の緊急時の対応は各学校でマニュアルを作成し、連絡体制、役割体制等を定めて、児童・生徒のふだんからの様子や行動に注意を払い、すぐに行動に移せる体制を整えていただきたいと思います。

今後とも実際の場面で慌てることのないよう訓練をしていくなど、安全な学校環境の構築に努めていただきたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで12番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては2時5分を予定しております。

(午後 1時51分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時05分)

◇ 小 幡 安 信 君

○議長（板倉正勝君） 次に、2番、小幡安信君。

〔2番 小幡安信君質問席〕

○2番（小幡安信君） 2番、小幡安信です。議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

今回2点挙げてありますが、質問に移る前に、6月3日に行われた辰五郎記念館説明会の私の感想なども述べてさせていただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） それはちょっと通告にないからだめ。

地域おこし協力隊に入ってください。

○2番（小幡安信君） 答えを求めるものではないのですが、議長のお許しが出ませんので、では地域おこし協力隊について入らせていただきます。

平成21年に始まった地域おこし協力隊事業ですが、年々拡大し、昨年では全国で997自治体、4,830名の隊員が活動する状況にあります。千葉県でも7つの自治体、34名が活躍しておられます。近くでは大多喜町で1名、いすみ市で18名が在籍し、特にいすみ市における数の多さは顕著であり、市の盛り上げにも多大に寄与していると感じられます。

長南町において、前藤見町長のときに私が質問しましたし、聞くところによりますと岩瀬議員も前に質問したことがあるということでしたので、重なる部分もあるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

本年からようやく長南町でも取り組みを始めると、非常にうれしい限りではありますが、もちろん始めればよいというものではありません。どのように町の活性化に結びつけるかが大事になります。その観点から幾つかお伺ひしたいと思います。

まず第1に、課題はたくさんあると思うのですが、協力隊員に全てをやってもらおうというわけにはいきません。一番やってほしいことを決めて、それに注力する必要があると思いますが、町の現状と課題をどのように見ておられるのか、そして、どのような人材を求めようとするのか、お聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今どのような現状で、どういった方をメインに募集するかという内容だと思います。

課題としては、長南町は平成22年から過疎地域というようなことで、高齢化、あるいは少子高齢化、あるいは地域観光の面では、圏央道が平成25年にできたということで、一定の効果は少しずつ上がってきているのかなというふうに思っております。

また、平成27年には地方版の総合戦略、そういった形の中で、国全体を挙げて、各地方自治体のそういった市町村を対象に、都市部ではなく、地方部からの地域の活性化、そういったものも国のほうから一緒に盛り上げていこうよというような現状の中で、長南町はそれに歩調を合わせて今取り組んできているというような状況です。平成21年、今、小幡議員おっしゃったとおり、総務省のほうでもそれを中心に掲げて地域おこし協力隊を推進していくというような総務省の通達、通知等も出ております。

そういった中で、どういった形でメインに隊員を募集するのかということなんですけれども、10月1日に募

集の隊員の受け入れを進めていきたいというふうに考えております。現在、この設置要綱、あるいは募集要領等の準備を進めて、今決裁中でございます。

どのような分野かということにつきましては、人口減少問題の対策ということで、とりあえず第1ステップとしては、移住者の誘致を推進するというような形で、地域の情報発信及びワンストップ型の移住の相談窓口の開設ということで、移住・定住分野の募集を現在検討しているところでございます。

今まで発足当初からのいろいろな国からの蓄積データ等がございます。そういった中で、まず募集をしていくには、それぞれの市町村自体でどういった活動内容を募集の対象にすればいいのか、その活動内容が具体的にあればあるほど、その募集が成功するというような傾向が近年見られているというような分析結果が得られております。したがって、今言ったとおり募集に当たっては抽象的な内容ではなくて、隊員の役割、そういったものを明確にしていく中で、受け入れたい町として人材をこういった分野で重点的に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） まだ余り具体的にはなっていないということなので、いささか残念ではありますが、先ほども申し上げましたように、いすみ市では18名という人数で活躍しておるんですね。これは全国的に見ても非常に多い数でやっているわけですが、いすみ市、近くでもあります。どうしてこんなに人数が多いのか、あるいは活動内容として何か特色があるのか、長南町としても調べてございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、小幡議員の調査したいいすみ市では18人というような形で、かなりほかの団体と比べて突出しているということで、どの程度調査しているかということでございますけれども、我々も本制度の導入に当たりましては、全国の先進地、そういった地方自治体を初め、調査してございます。特に、県内でこの隊員を受け入れている自治体の情報収集に努めているというような形で、現在まで準備をしてございます。

詳細に調べているかということにつきましては、我々も昨年から自治体の先進地、大多喜町だとか、近隣の市町村に伺っております。担当も実際、いすみ市等にも直接出向いて情報収集等に努めていたというところでございます。

そういった中で、全国的には最も県内の情報を分析をいたしますと、観光、あるいは、農林水産、移住定住、そういった主な3分野に地域おこし協力隊の地域に根ざした協力活動を行っているというような情報を得ております。また、県が主催しております県内の地域おこし協力隊、あるいは職員の交流研修講習、そういったものの情報交換、意見交換に積極的に担当職員に参加して、情報収集に当たっているというような状況でございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） お話ですと、情報収集に当たっている段階で、まだこれといって報告できるような段階でないということで理解してよろしいですか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 最初の質問、小幡議員ございましたとおり、まずは移住定住の分野、そういったところから裾野を広げていくということでご理解を願いたいと思います。ゆくゆくは、この地域おこし協力隊、まずは総務課のほうで窓口となりますけれども、例えば鋸南町ですと有害鳥獣の関係だとか、そういった環境の分野、それとあと有害鳥獣ですと、うちのほうでは農地保全課、それといろいろな観光分野に特化した形になると産業振興課というような形で、要は町の組織の中で、総合窓口としてこの第1年目は移住定住の形で地域に慣れ親しむというような形の中で、徐々に進めていく中で、そういった割り振りの中で増員もしていくというような基本的なスタンスで考えております。

だから、1年目は、先ほど申したとおり、移住定住分野での職員を採用していきたいというふうに考えております。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 10月1日からという予定なんですけど、とりあえず、募集するのは半年という期間で募集するのでしょうか、それとも1年、来年の9月までという形で募集するのでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 当面は平成30年度予算では、10月1日からの予算対応でお願いし、平成30年度予算の議会からのご承認もいただいております。したがって、今年度につきましては、10月1日からの半年間、以降最長3年までということで、それは1年ごとに更新していくというような予定で考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） とりあえずは半年ということで、募集をかけるということで理解してよろしいんですか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、小幡議員がおっしゃられたとおり、最初は半年間ということでご理解願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 非常に短い期間ですと、応募するほうも、なんだ半年かという感じで、気をそがれるようなところもあると思うんですけども、国のほうの指針としても1年以上3年以内という形で出しているはずですので、1年という単位で区切って、あるいは、1年半ですね、再来年までということですか、そういう長い期間で募集したほうが応募するほうもやる気を出すんじゃないかと思うんですが、どうしても半年ということにこだわるのでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、小幡議員おっしゃるとおり、半年間というのは、採用したときにその人物が果たして適切な人物であるかどうかというのは、正直申し上げましてわかりません。これについては、よほど目をこらさないと、ゆくゆくは最終目標は3年まで定着していただいて、地域の方々と溶け込んで、それで自分たちで最終的にはそこで何らかの起業、起業者として、その生業もあわせて行って、その地域の方々に根づいて、寄り添うような形で定着していただくというような形の中で、よっぽど厳選した目で見えていかないといけないというふうに考えております。

したがって、この半年間というのは、ある意味、試用期間といえますか、お試し期間というような考えも根底にはあるというような形で、実際、募集の中では、応募する方は3年、最長ということは知っていますから、たとえそうであったとしても、本当に長南町をこよなく愛し、何かやっつけようということであれば、それだけの気概があると思いますので、そういった中で、その状況を見ながら、町としては見きわめていくというようなご認識でご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 募集するときに、とりあえず、半年は試験で、3年ですよということは明確にうたって募集すると理解してよろしいんですね。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） これについては、先ほど申したとおり、半年間の予算しかとっておりませんので、募集時には半年間、ただし面接とかやるときには、当然、1年、2年、長南町について根づいていただくような趣旨を話せば、それなりに応募する隊員は当然承知しているというふうにご認識いただければと思います。したがって、募集要項にはとりあえず半年という形で、募集要項を出す予定でおります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 募集要項で半年という期限を見ると、応募するほうとすれば、いまいち気が乗らないなという感じを受けるんですが、町長はどうお考えになりますか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して町長、答弁をお願いします。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 予算の関係で、任用期間というんですか、それは半年しかできないのが実態です。でありますけれども、募集段階で最長3年ということをやったほうが私もいいと思っています。これは、募集の仕方の問題でありますので、これについては、相手方がしっかり取り組んで長南町に来ていただけるような、そういうような募集の仕方をまた考えてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 前向きな答弁いただきましたので、次に移りたいと思います。

これを受け入れる場合に、町民がどういうふうに地域おこし協力隊を受け入れるか、役場だけで受け入れるのではなくて、町が受け入れて町民のために働いてもらうわけですから、町民の協力なしにはこの事業は進まないと思うのですが、町として町民の協力を得るための協力体制の準備は進んでいるのか、あるいは受け入れ組織等を新たにつくる必要があるのか、どう考えているのか、お答えをお願いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 恐らく小幡議員のご質問の趣旨については、いろいろなインターネット等で調べた中で、もっと長南町よりも過疎の地域と言っては失礼ですけれども、それほど首都圏の地域ではないところの情報等で、そういった地域を巻き込んだ受け入れ体制というようなことだと思うんですけれども、我々もそういった形で受け入れ体制をどうするかということで、現在町や地域住民の方との中での環境受け入れ体制ということは、町は考えておりません。受け入れ体制そのものについては、まず行政内部のさまざまな部署との連携が必要となってくるということで、関係部署との連絡会議とする協議する場、そういったものを整えて、役場でどういうふうにやっていくのかということと一体となって受け入れていくというような環境整備の受け入れを考えております。

先進地の自治体では、地域住民を含む隊員の受け入れサポート、そういったところも聞くやに及んでおります。しかし、受け入れる分野、地域の人口規模、実状、そういったものによりさまざまだと思いますので、まず、町としては、今、小幡議員がおっしゃるような体制ではなく、当面国の支援であります隊員向けの自治体向けの地域おこし協力隊サポートデスク、そういったものを活用していきながら、環境整備や向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 今述べられた地域おこし協力隊サポートデスクについて、もう少し詳しく説明願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） サポートデスクの内容につきましては、地域おこし協力隊の活動、受け入れ体制の整備等に関する地域おこし協力隊員や受け入れ自治体の職員からの電話や電子メールによる相談に対応するため、平成28年9月に総務省が開設したものでございます。これについては、問い合わせ等に対応する相談員が東京都の中央区の京橋、この事務所でございます。通称移住交流の情報ガーデン内に彼らは常駐しております、隊員経験者でもある専門相談員をそこに配置してございます。

そういったことで、自らそういった経験をもとにしまして、専門的な相談にも対応しておるといようなサポートデスクの業務内容、また相談専用ダイヤルを設けたり、24時間受付対応による相談専用メール、そういったものも配備しておるといふふうに伺っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） サポートデスクについては、わかりました。

ただ、町民の理解といいますか、町民が地域おこし協力隊をどんなふうを活用してまちづくりに生かしていくかというところで、正直言って今日の議会の傍聴者の数も少ないですし、町の行政自体に町民が関心が薄いのが現状だと思うんです。その中で、地域おこし協力隊というのがきましたよ、町民の皆さん活用してくださいというふうにアピールして、果たして、どういうふうに町民がその協力隊員に接してかかわっていただけるのかというのがイメージとして全く湧いていない状態だと思うんですね。ですから、協力隊が来る前に、町民に対して、今度地域おこし隊員が来ますからという周知徹底をぜひ図っていただきたいと思います。その後人が集まったら、そのサポートデスクを十分に活用していただいて、やっていっていただきたいと思います。

3番の住居のことについて、お聞きしたいと思います。

当然ながら、協力隊員は長南町に住むという前提だと思いますけれども、私とすれば、空き家対策とからめて活性化に結びつけたいと考えているんですが、そのために民家をシェアハウスとして活用してもらおうとか、長南町に移住を考えている人のためのお試し移住の拠点化という観点で住居を考えてもらいたいのですが、町としては、どうお考えでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 住居関係のご質問だと思いますけれども、隊員が暮らす住居については、そのまま生活に直結すると、それと生活がすぐできる空き家、あるいは民間アパートを町が借り上げる予定で住居のほうは考えております。本年度はそれに対する予算措置もしてございます。

それで、次の段階で空き家対策と絡めた隊員の関係でございますけれども、シェアハウスとしての活用だったり、お試し移住の拠点の件につきましては、この地域おこし協力隊員も募集と同時に、今おっしゃったような小幡議員の独自の提案事業については、同時に進めるということは考えておりません。要は空き家対策として隊員自体に対する受け入れの環境整備は、全く切り離して考えているというようなことでございます。

期間が最長3年までとなっているということで、その調整期間の間に、通して上手に地域の住民の方々となじんでいただいて、結果的に移住、定住に結びついたときに、空き家対策関連施設の施策の成果として、結果的にまた本定住まで結実していくものというようなことが大切であるというふうに思料しますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 民間のアパートを借りる、あるいは空き家に住んでもらうという方法があるわけですが、長南町で民間のアパートといいますと、私が考えられるのは茗荷沢に1軒あるかなと。ほかのことはちょっとわかりませんし、空き家ということについては、長南町の空き家バンクがあるわけですが、ほとんどが今売却希望であって、賃貸という希望は残念ながら今の空き家バンクには載っていません。

そこで、お聞きしたいんですが、民間のアパート、長南町で借りられるようなところがあるのか、あるいは賃貸として空き家を提供できるような場所を用意してあるのか、もう一度お伺いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 正直申しまして、長南町には現在そういった民間のアパートはないというふう
に認識してございます。小幡議員は先の先を考えて、一緒に両方解決できるのが一挙両得というふうなお考え
だと思っておりますけれども、現状、入ってくる隊員の方には、そういった住居の提供としては、とりあえず現時
点ではアパートをあっせんといえますか、提供するのがいいのかなど。長南町に近い場所、茂原市とか、そう
いった近隣市町村しか現在のところ、ちょっとないのではないのかなというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 私が申し上げた茗荷沢に1軒あるというのは、町のほうとしては、アパートとして認識
していないんですか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） もしもそこがちゃんとしたと言ったら変ですけども、しっかりとしたところ、
恐らく隊員の入る、入らないは好みのある問題もあると思いますので、そういったものも十分しんしゃくしながら、
もしも小幡議員おっしゃった茗荷沢の場所とか、気に入っていただくといえますか、そこがあればそこをまず
最初にあっせんして、そこでちょっとということであれば、その周りも物件も紹介していくというような形で
進められていくのかなということ、ご理解願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 早急に長南町で借りられる空き家を探していただきたいと思います。

次に、この協力隊員の任期は、先ほどから言っておりますように最長3年ということで、できればその後長
南町に定住していただきたいということだと思いますけれども、任期が終わった後の定着率は6割程度とい
うふうに聞いています。いすみ市においてもその程度だというふうに聞いております。最近では、途中で逃げ出
してしまうというような事例も聞いております。長南町としては、3年後の定住化のことまでどのように考
えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 当然、今、小幡議員のおっしゃるとおり最長3年で、その後起業家として、長
南町に定着してもらうというのが理想形でございます。そういったことで、総務省の指針にもそういった形で
記載してございます。年度ごとに委嘱して、最長3年までというふうには現在検討しているところでござい
ます。

この地域おこし協力隊の制度につきましては、隊員に協力活動に従事してもらいながら、その本分は地域へ
の定住定着を図る取り組みであるということです。そういったことから、町のほうといたしましても、協力隊
員に寄り添いながら、その目標がうまく成就するように活動、あるいは定住、定着に向けた両方のサポートに
ついては、当然行っていくことが大切であるということは十分認識してございます。

隊員の活動が終了した後には、そういった形でこれから先もうまくいって、起業家としてうまく成功するよ
うに、そういった中でも3年間の中では、先を見通した関係も視野に入れて、年度ごとの勤務態勢、あるいは

隊員に対する生活の支援、あるいは起業までに持っていくそういった起業支援、そういったことも同時にサポートを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） ぜひ定住化してもらえるようによろしくお願いいたしますと思います。

地域おこし協力隊だけでなく、長南町住民自体がいろいろな起業をしたいという人もあると思いますので、あわせてそういう方たちの要望も受けて、長南町で起業、事業を興すような方を育てていっていただきたいと思います。

以上で、地域おこし協力隊については終わります。

次に、2番目、町の情報発信活性化についてということで伺いたいと思います。

ホームページのことについては、以前にも取り上げて質問したことはあるんですけども、使い方次第では、費用対効果の面で町の活性化に向けて、何千万円、何億円をかけてやるよりも、はるかに効率的な効果が期待できると私は思っているんですね。しかし、まだその機能が十分に生かされていないと感じています。山内にあるラーメン屋さんが山の中にあるにもかかわらず、いわゆるSNS発信によってにぎわいを見せております。これは長南町における情報発信のいい例かと思えます。

今回、日本有数の情報企業、マイナビが長南町に進出してくれたわけですが、少なくとも長南町が郡内で一番の情報発信の見える町、町行政と住民の目線の同じ町を目指してほしいと考えています。マイナビを受け入れる町の情報発信はいかなものかと考えて質問したいと思います。

1番目、具体的には長生郡内での他町村の比較、数字としてかかっている人数、予算、ホームページを訪れている人数、これはページビューというそうですが、そういう比較等ができればお願いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 町のホームページの訪問者数でよろしいですか。

町のほうで調べた長南町のホームページの訪問者を調べた結果なんですけれども、直近の月間の平均訪問者数でございます。これについては、茂原市のほうで5万7,973人、一宮町で9,244人、睦沢町で9,212人、長生村で1万2,067人、白子町で1万7,196人、長柄町で5,538人、長南町は8,294人でした。茂原市を除いた町村平均ですと1万259人ということで、長南町は8,294人ということで、1,965人ほど若干この訪問数が下回っているというような状況でございました。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 人数はわかりましたが、予算とか、そういうのは調べてありますでしょうか。

とりあえずほかの町村のホームページに関する予算は調べてありますでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） このデータについては、平成28年度というふうに私は記憶してございます。このホームページに関する予算につきましては、長南町で言いますと、平成28年度は51万9,000円、平成29年度も同額で、今年度は60万6,000円ということで、県の広報広聴活動の資料を見た記憶ですと、大体ホームページにかかる予算が平均300万ちょっと超えるという他市町村の予算から比較しますと、長南町については、比較的低予算でホームページ等の維持管理に努めているというような調査結果が得られたということをご認識してございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） この件は大きな市も入っていらっしゃるでしょうから、300万円という数字は結構大きな数字だなと思うんですが、長南町で60万円というのは、ほかの長生郡内の町村と比較してどうかという感じはいたします。

次に、2番目に移りたいと思います。

「広報ちょうなん」、それとホームページ、伝達手段はほかにもあるかとは思いますが、この比較、これは伝達速度の違いというものが一番大きいとは思いますが、町としてこの2つをどのように使い分けているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） ご案内のとおり、長南広報とホームページの使い分けということなんですけれども、広報は毎月1日発行でございます。これにつきましては、そのために前月の半ばごろまでの記事及び日付の決定した行事等のお知らせ、連載記事をメインに「広報ちょうなん」は掲載しておるというような状況でございます。

これについては、広報は町内各家庭に全戸配布してございます。これにつきましては、町民の皆様方がより暮らしに直結した情報を掲載してございます。紙面の都合上、あるいは広報の原稿期間の関係、そういった形で、詳細につきましては、ホームページ等でフォローアップというような対応しております。

ホームページにつきましては、行事、イベントに加えまして、急を要するお知らせや常設ページによる情報発信としての使い分けをしてございます。これについては、各ページ更新可能でございます。きめ細かい情報発信が可能でございます。有事の際、大規模災害とか、そういった場合にはそれぞれ緊急情報等を掲載するというような形で、直接更新可能な形であるために、柔軟な対応と速報性という形でのホームページを利用しているというような形でご認識いただければと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 今おっしゃられたきめ細かい情報発信、これが私は足りないなと思っているんですよ。町民と町が一緒になって町を盛り上げていこうという気運がなかなか盛り上がらないというのは、町がやっていることを町民がうまく理解していない。後から聞いて、そうだったのかというところがあると思うんですけども、今日長南町では何が起こっていますよということがもっと具体的に長南町住民が知ることができれば、

もう少し町政との一体性を高められるのではないかと私は考えているんですね。

そこで、長南町のホームページ、これは印刷してきたんですけれども、今おっしゃられた緊急のページというのが緊急がなくなって、ずっとあきつ放しで使われていないんですね。この部分の枠を毎日長南町の情報を流すような利用の仕方ではできないかと考えるのですけれども、どうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 緊急情報、右上のページなんですけど、確かに赤く目立つような形になってございます。そこはあくまでも緊急情報のスペース、レイアウトがちゃんと決まっております。これについては、防災面で緊急の情報があるときにのみ運用する場所であります。そういったところに一般的なニュースを当て込んでしまいますと、混在するという心配が発生してきます。

本来の目的である緊急情報が隠れてしまう危険性を大きくはらんでおりますので、そこに今、小幡議員のおっしゃるような長南町のニュースをそこに載せる、掲載すると、そういった形での利用はできないものとお考えいただければと思います。そういったものは、トップのお知らせの欄がございます、真ん中の面に。そこに随時更新しておるといふようなことをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 残念ですけれども、緊急情報も見に来てもらわなければ緊急情報として伝わらないわけですね。毎日、この長南町のホームページを見るような習慣づけができれば、緊急情報の伝わり方というのも緊急にすぐ伝わるわけなので、毎日長南町のホームページを訪れてもらうしくみづくり、そういうことをぜひ考えていただきたいと思うんです。

そういう意味で、町長にもちょっとお聞きしたいんですが、町長が公務として出かけることは、ほぼ毎日のようにあると思うんですけれども、毎日、町長は今どこどこに出かけます。あるいは何をしていますというように、公務をホームページに載せることはどうなんでしょうか、町長としてやりたくないでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 町長、指名がありましたので、質問に対して答弁をお願いします。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 公務で出かけているものについては、別に町民の皆さんにお知らせすることについては、特に問題がないというふうに思っております。思っておりますけれども、実際この業務は結構毎日ボリュームが多いわけでありまして、それを逐一お知らせすることについては、いろいろなところに影響が出てくるのではないだろうかというふうに思っております。

というのは、私たちの立場は、本来の業務以外にも外交、要するに外の団体とお付き合いしていかなければならないという部分も多いわけでありまして、なかなか私の一部始終を町民の皆さんにお知らせすることについては、少し問題があるのかなというふうに思っております。

それから、先ほど緊急情報を町の情報に変えてみたらどうかというような話もありましたけれども、さっき課長が申しあげましたように、緊急情報欄があって、それが空欄になっていることによって、町民の皆さんが

安心してもらえるとこの部分もあるわけでありまして、それが全く空欄になっているから意味がないんだと、そういうことではないのではないかというふうに思っております。いずれにしても、町民の皆さんがホームページ、関心を持って見ていただけるような取り組みは、今後もしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 例えば、今月に入ってから町の長の公務がどういうものがあったのかというのをちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（板倉正勝君） それは後で町長室に行って聞いてください。これは議場でそれを聞くところではないと思いますので、次に入ってください。

○2番（小幡安信君） 毎日どのようなものが行われているかということ載せられるかどうかというのをちょっと聞いてみたいと思ったんですけども、わかりました。

では、ぜひとも毎日ホームページを町民が訪れて見られるような仕組みづくりをよろしく願いたいと思います。

最後になりますけれども、重複してしまう部分も多々あるわけですが、フェイスブックとかツイッターとかいうSNSの発信手段が今あるわけですが、現在長南町ではこれを行っておりません。ほかの市町村では行っているところでは多いというふうに思いますけれども、これらを利用する考えがあるかないか、お聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） どういった利用状況かということで、今、小幡議員のおっしゃるSNS、そのツールにつきましては、まずツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブ、LINE、こういったものがSNSと言われるツール的手段だと思います。私どものほうで、54市町村の中でどういった利用状況かというものを調べました。

ツイッターにつきましては28団体、利用率51.8%で、郡内では長生村と白子町がツイッターを利用しています。フェイスブックにつきましては35団体、利用率64.8%、郡内では長生村、白子町、長柄町でございます。インスタグラムについては10団体、利用率18.5%、郡内はゼロでございます。ユーチューブにつきましては29団体、利用率53.7%で、これについては長南町と長柄町、LINEについては4団体、利用率7.4%ということで、今もはやされているSNS、全く登録していないという団体も県内にはございまして、6団体ほど小幡議員がよく言うこのSNSについては、何らアクションを起こしていない団体も県内には6団体あるということで、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） これは、私としても無理にやる必要はないと思っています。それは毎日更新していただければ、同じ効果があるわけですから、特にこれに入る必要はないので、長南町のホームページの一部分でいいですけども、毎日更新して、長南町でどのようなことが行われているのかというのがわかるようにしてい

ただければ、これについては特に問題はないです。

長々とやりましたけれども、今回2つということで、私の質問、時間的にもちょうどいいかと思います。一番私が言いたいことは、町と町民との一体化をどのように進めていくかということとをぜひ情報発信という形で進めていきたいと考えますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（板倉正勝君） これで2番、小幡安信君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては、3時10分を予定しております。

（午後 2時58分）

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時10分）

◇ 森 川 剛 典 君

○議長（板倉正勝君） 次に、7番、森川剛典君。

〔7番 森川剛典君質問席〕

○7番（森川剛典君） 7番、森川剛典です。

議長の許可を得ましたので、通告に従い、件名で2件、要旨で6点伺ってまいります。

最初に、3月定例会ではA型インフルエンザのため、加療期間が1日足らずに、議会に出席して質問できなかったことについておわび申し上げます。今回については、前回の積み残した部分を整理して質問しますので、よろしく回答ください。

6月12日は長生村議会にお邪魔して、傍聴者があふれるぐらいにいて、そして下の放映システムでは六、七人町民の方が聞いていました。そういうところだと非常に緊張感があると思ひます。しかし、今日も傍聴の方がいますので、頑張って質問していきたいと思ひます。

それでは、この件名の質問に至った意図について説明します。

町の公共施設の利用を考えたときに、特に体育館関係の施設について、小学校の統廃合によって生じたひずみが解消されていないのではないかという疑問があるからです。小学校統廃合前には、旧小学校の体育館が各校に4つあり、中学校に1つ、町体育館が1つ、それに準ずる改善センターの多目的ホールも加えると7つあったこととなります。しかし、現在は体育施設として使える体育館は小・中学校合わせて1つ、町体育館が1つ、改善センターの多目的ホールの3つです。単純な分数で言えば7分の3、小・中学校で言えば5分の1です。本当にこれで容量が足りているのかという疑問があります。

そういう疑問に対して、旧小学校に4つあった体育館は、旧西小の有効活用以外はほとんど使用されずに、現在は旧長南小と旧豊栄小が企業誘致のためにいつでも使用できるという状態で維持されていますが、貸し出し等の有効利用は行われていません。現在は旧西小からの移動された団体も無事おさまっているとはいえ、3つの施設にはさまざまな団体が利用枠いっぱいに入って、かなりうまく詰め込んだというのが正直な感想です。これは入念な計画のもとに、住民、町民本位の利用者のことを考えて行った施策ではなく、どちらかとい

うと、企業誘致優先が起こしている問題ではないかと考えています。

また、この問題に関しては、学校を管理する者、体育施設を管理する者、多目的な施設を管理する者、旧小学校を維持管理する者、企業を誘致する者といろいろな部門が関連していますが、連携を図るとか、話し合いは行われているのでしょうか。どうも個々の部門だけで問題を処理しているように感じています。そのところを要旨で伺ってまいります。

要旨の1です。旧小学校の体育館やグラウンドで行われていた社会体育等の利用を考えたとき、とりあえず今回の社会体育等の団体の移動では、残された中学校、町体育館、改善センター等の3つの施設の中で、町体育館へ押し込んだことで何とかおさまったようですが、3つの施設の利用はそれぞれそれほどのあきはなく、自由度はかなり失われてきています。

どこまで把握しているか知りませんが、昨年は旧西小に移動した際には、ファミリー的なバレーチームは移動のことが不安で解散しています。昨年秋に、西地区いい街懇談会が秋に行ったグラウンドゴルフ大会は、今年はどうなるかという心配もされていました。そういう全体的なキャパシティーや今後の町民の利用動向、社会体育の需要に基づいた適切な使用量など、全体を把握するのはどこの部署で行っているのか伺いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） ただいまのご質問でございますけれども、社会体育の需要に基づいた適正な施設量など、全体的な把握をどこの部署で行っているのかとのことですけれども、現在はこのような部署はございません。また、社会体育の適正な施設量ということですが、現在は社会体育の体育館は1つしかございません。このことから、施設を所管している部署によりまして、利用者が計画的に使っていただけるような適正な管理に努めていくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 現在はこのような部署はないということですが、社会体育施設は現在1つしかないと回答でしたが、社会体育が行われている施設は、最初に言ったように3つあります。今年度の予定では中学校体育館、これは小学校PTAバレーボール、中学校PTAバレーボール、バスケットボールのAチーム、Bチーム、こういう予定が入っています。改善センターでは、インディアカやよさこいほかが利用されています。ちなみに、よさこいは改善センターに行事があるときは町体育館などに移動して利用しています。そして、町体育館では7団体が利用されています。

この中で同じバレー同士だと練習がやりづらいという話も聞きました。1つの施設の問題なら、また管理者が同じなら、別に言うことはないのですが、3つの施設に対して3つの管理部門が存在しているわけです。ただ押し込めただけではなくて、キャパシティーの問題や融通性の問題が論じられるべきだと考えます。

少し大きな視点で考えると、維持するだけして、あいている旧小学校の体育館もあるわけですから、学校を管理する者、体育施設を管理する者、多目的な施設を管理する者、旧小学校を維持管理する者、企業を誘致する者など、全てこういうところは関係しているわけですから、関係部署で情報を共有して協議することはない

のか、小学校を統合する際にはなかったのか、この辺についてお聞きいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） ただいまのご質問でございますけれども、平成29年4月の廃校に伴います体育館等の利用につきましては、担当課でありました財政課を中心に、旧の西小学校体育館に利用団体を集約することといたしました。また、本年4月からは、マイナビの企業誘致によりまして、旧の西小学校体育館からの利用団体の移動を現在利用できる施設の中でありまして町体育館をメインに、中学校体育館の使用も考慮する中で、関係部署との協議を行ったところでございます。

企業誘致による体育館等の利用につきましては、旧小学校体育館を利用していた団体が今までと同様に活動できるようにということで配慮をしたものでありまして、本来であれば施設利用に際しましては、利用者が申請していただき、利用してもらいべきものと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 施設管理者は、利用者が計画的に、適正に管理に努めていくと、そういうことで本来は利用者がそうあってもいいと思うんですよ。ただ、7つあったものが3つになって、自由度が少ないんですね。

それぞれ各団体も年度によって事情が変わってきます。月曜日がよかったり、火曜日がよかったり、全国大会に出たから練習回数をふやしたり、そういうことも自由度が少なくなってきましたので、おのおのが勝手にあいている施設を使うだけではなくて、3つしかないんです。ただ、課が3つ、管理者は分かれていますけれども、こういうところが利用連絡会議など、推進して調整していくと、年度ごと、くじ引きもあるでしょうけれども、利用がしやすい有効活用がなされると思うので、その辺はひとつ検討してください。

ということで、次の項に入っていきます。

2です。統合前の小学校では、各小学校に1つの体育館があったわけですが、統合後の小学校では小・中学校合わせて1つしかありません。小・中合わせて9学年、18クラス、加えて小・中それぞれに入学式、卒業式などの行事が加わり、絶対容量が当然不足しています。専用体育館ではなく、借りているような意識の小学校では、不足する場合においては、幸いにして隣にある町体育館に申請書を1カ月単位で書いて利用しているようです。利用頻度としては、多いときに週2回ほど利用しているようですが、自由に使用できるとさらに安心して使えるようになると思います。

言葉的には利用と使用の違いはありますが、申請書を書いて利用する町体育館ではなく、雨天や風などの強い天候、降雪時、冬季の霜柱が立つ状況などの緊急的な場合においても、自由に使用できる体育館があるべきだと思います。しかし、現状は利用なんですね。有効活用、借りているわけです。

最近、緊急時の対応などでは重なって利用できないことは余りないと聞いていますが、突然の降雨などでは一旦教室に戻って、利用届を別途出してから、放送等で隣の体育館が借りられたので、速やかに移動してくださいという教育上のロスタイムも発生したということも聞いています。町の体育館も利用規定がいろいろあった勤労者センターから町所有の町体育館に名称が変わったわけですから、規約上特例を設けてもよいと思うんです。ここは子供たちの教育のことを考えて、一般の利用がほとんどない平日の昼間の時間帯は小・中学校

専用にするか、もしくは小・中学校優先枠を設けて、利用ではなくて、任意で使用できる制度に変更できないかということです。

現状で考えると、不足分の解消として体育館の新設や改築では莫大な費用がかかりますが、考え方一つで、建前や規則を変えるだけで、実需要に合った使い分け、すみ分けができる、そう思えますが、これについてはどうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 森川議員の規則の変更ということでございますが、小・中学校の体育の授業につきましては、年度計画に基づき学年単位で授業を行っております。絶対量の不足ということについては、クリアできているんじゃないかというふうに考えております。

また、町の体育館の使用については、優先的に使用できるようになっておりますので、現状では問題はないというふうに判断しております。したがって、使用については現状のまま社会体育施設として小・中学校と調整を図り、進めていきたいというふうに考えております。

少し補足させていただきますと、平成29年度は小学校の町体育館使用は76回ございました。これは放課後の部活動も含んでおりますが、同時期、一般の方々の使用は21回ということで、社会人の使用の約4倍をそちらの体育館で使っております分、使い勝手等の問題でそうなったと思いますが、小学校の利用に支障はなかったというふうに理解しております。

そういう点で、ご指摘の点につきましては、あえて規則を変えなくても学校体育優先の現状で対応できる課題であるというふうに考えております。もし使えない理由に規則の壁というようなものがあるとしても、両施設の所管は私ども教育委員会でございますので、相談して対応できる範疇の課題であるというふうに捉えております。

よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 優先的に使用いただいており、特に問題はないという認識だと思うんですが、雨天など、突発的な要素の発生には、一般の方との使用も重なったことがあり、使えなかったこともあると聞いています。

現状では、社会体育優先であるというのは私もわかります。規則もそのとおりだと思います。しかし、教育上必要だから子供たちも使っております。たまに使うかもしれない一般の人たちも、使えば同じ体育館なんですね。社会体育の規則だけが前面に出てきています。勤労者センターの時代でも、中学生が伸び伸びと部活に使用している部分もあったわけですから、これは管理者の考え方次第だと思っています。

要旨の1でも言っていますが、関係部署がこういう問題に対して話し合っていないことも一つの原因だと思いますが、この問題について関係部署で話し合われたことがありますか、お聞きいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 話し合いの有無についてのご質問だというふうに思います。

体育館使用時のカリキュラム編成におきましては、小・中学校の話し合いや学校と海洋センターとの話し合

いは、十分なされてきているというふうを考えております。平成30年度は使い勝手、緊急時の使用のしやすさ、授業の狙い達成など、この点からの検証に入る時代だというふうに捉えております。併設型の校舎で小・中一貫教育を進める上で、施設の共同利用、与えられた施設をどう使うのかということは必要な問いでありまして、検証の必要がございます。特にこれは避けては通れない学校経営の課題だというふうに考えております。

特に後から併設された小学校については、借りているとか、あるいは使わせてもらっているという意識の払拭が大きな課題だというふうに考えております。規則だから、あるいは中学校が使っているからというような言葉にすぐ引いてしまうような教師の意識、あるいは何々だから何々できないという理由づけをしたり、弱音を吐いたりというような、そういう言葉になりやすいんですが、森川議員に届いた言葉も、もしかしたらこういうような背景があったのかなというふうに想像しているところでございます。

私はスタートしてから小学校に話してきたことは3つございます。1つは学習の目的、子供たちのために課題を解決する教師としての強い意志、あるいは信念を持ってくれと。また、緊急の課題等が起きたときには、現状を変えていくだけの指導者としての主体性を強く持ってほしいということが1点でございます。

2つ目は、共有する施設を使う学習、特に体育等においては、これはより綿密な計画を立ててほしいということです。特にもし何々ならばという想定外への対応、あるいは仮言命題を含めた計画をきちっとつくってやってくれと。これはほかのところにない、本町の教員の課題だろうというふうに言っております。

そして、3つ目は、長南町の教員には施設を共有する力、あるいはいろいろな課題に対して調整をしたりする力、そういうものに、マネジメントする力というようなものが必要であるし、ここに来たらそういうものを勉強できるし、それをつけることが本町の教員の仕事の一つだよというふうにも言っております。

以上、3つ話しておりますが、私は縁あって併設型の小・中一貫教育というある意味二世帯住宅に入った私たちであると。だから、そこを嘆くなど。つくり出す喜びとか、フロンティアの気持ちで教育に当たろうと。そこに町みんなの期待だとか、子供の幸せがあるんだろうと。だから、みんなで頑張ろうというふうに話しております。そういう思いでやっていきますので、いましばらく長い目で見ていただければありがたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 二世帯住宅に入ったという例えは、非常にわかりやすくいいですよ。体育館や尚武館、運動場は共有スペース、入学式、卒業式、式典などの来賓控え室も中学校校長室を利用しています。こういうのは非常にいいことだと思います。

ただ、二世帯住宅には気兼ねというものが存在するんですね。我が家でも、改築の際には2つあった玄関が1つになって、これは使い勝手がよくなりました。しかし、トイレの共有は進んでいませんね。母はこちらのトイレを使いますけれども、妻は絶対向こうのトイレは使いません。やはり気兼ねしているんですね。多分一度も使ったことがないんです。

ということで、小学校が町の体育館を利用するのに、利用届を出さなくてもいいんじゃないかなと私は考えているんですね。この辺は考え次第だと思うんですね。町の体育館も、管理者の所管は同じなものですから、利用届を出さなくてもいいような温かい配慮をお願いしたいと思います。

ちなみに、小学校に話されると言いましたが、こういう話は保護者からも来ています。また、子供もちょっと違う、似たような問題ですが、運動場が陸上競技場の場合は移動に時間がかかって、休み時間に食い込んで、遊ぶ時間が減っちゃうんだよと、そんな子供の真っ正直なそういう感想も聞いたことがありますので、この辺の問題もぜひ同じように配慮していただきたいと思います。

学校の体育館と町体育館の所管としての教育長に再度お聞きします。

小学校は統合されて、中学校の敷地内にできたら、体育館は1つしかない。絶対的な容量の不足が私は起きていると思っています。平成29年度の小学校の使用回数、76回というのは少ない数ではないと思うんですね。逆にもっと使ってもいいと思うんですね。カリキュラムを整理しても不足する部分はあるでしょうし、雨、雪、霜、強風もあるので、町体育館の利用ではなく、自由に使用できる教育環境整備が必要だと思っています。子供たちがいつでも自由に使えるように工夫を考慮してもらえないか、再度お聞きいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 不足のない教育環境整備へのご質問だというふうに捉えております。

私どもは、教師をやってきた一人として、私たちは与えられた教育環境をどう活用して、教育効果を上げるかということには真摯に努力する。特にハード面の不足については、基本的には余り声を出さない、黙々とそういう中で努力する傾向のある集団だというふうに私は捉えております。だから、それだけに教育行政にかかわる私どもは、こういう教師の誠実とか意欲に応えるために、どんな教育環境を用意すべきかというのが大切な教育経営課題であるし、責任であるというふうに考えております。

本町の教育行政、特に施設を含めた学校関係の学校体育につきましては、先ほどもお話ししましたように、社会体育施設を共用して進められる状況があるし、現状ではやれる状況、やっていく状況があるというふうに認識しております。

特にほかの地域にないB&Gの水泳の施設等については、夏休み中も練習できるし、これはほかの地域にない本町のよさだというふうに思うし、また尚武館の小学校からの武道教室、これも長い実績の中で、ほかの地域にはない社会体育の子供にかかわる活動として、十分な機能、効果を上げている施設だというふうに捉えております。野球、サッカー、ミニバスケット、それぞれグラウンド等を使いながら、子供が使う部分については、すぐれた指導者もあって、私は良好な環境にまだあるのかなというふうに思っております。

ただ、先ほどもお話ししましたように、子供にとってどうなんだとか、過不足の問題、それから使い勝手等の問題については、今後の課題だというふうに考えて、それを継承していくことが一貫教育の経営課題の一つであるというふうにも考えております。いろいろ指摘の点は、私どもは真摯に受けとめて、対応したいと思いますが、学校とより密接な連携、あるいは情報交換しながら、進めていくということで考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 最後に、小学校の統合を決断された町長に検討のお願いをしておきます。

この町体育館の使用の問題については、統合された当初からあった問題で、この問題は少し進展してきています。本当にもう少しなんです。目線子供たちに当てて考えていただきたいと思うんですが、例えば前の

小学校責任者との話では、町体育館が一般利用者と重なる部分では、改善センターを利用したらどうですか、いつでも利用できると言っています。町の管理者は親切にそう言っていました。

しかし、こう話すと、改善センターは大きな道路の横断があって、子供たちが危険です。また、施設的な使用の制限もあり、あいていても使いたいとは思いません。単に使えるというだけではだめなんですね。町体育館もそうです。利用できるだけではだめなんです。調整して使いやすくはなるでしょうが、それでも小さな道路のある向こうの体育館です。それこそ、雨天のときは傘を差しての移動なんですね。連絡通路ぐらいつくってあげられるよう、検討をお願いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 町長、指名が来ました。質問じゃないですけども、町長の意見を聞きたいということで、町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、森川議員からいろいろとお話がありましたけれども、私としては、小学生が体育の授業、あるいはほかの授業で改善センターを使ったほうがいいということは1回も思っておりませんし、そういうようなことは言っておりません。

初めは、学童クラブに移ってしまうんですけども、学童クラブ、確かにこの道路の反対側のところには町有地があって、非常に建てやすい環境にはあったんですが、何よりも道路を横断しなくてはいけないと、そういう危険性を考えると、どうしても校舎側に設置しなくてはいけないということで、あそこは無理を中学校のほうにお願いしたわけなんですけれども、そういった意味から、改善センターは全然初めから頭に入っていない。

今お話のあったあそこ校舎と町体育館の連絡通路をつくれなにかということでありますけれども、実際の76回ですか、使用しているということでありますけれども、その連絡通路が必要だというようなことも聞いておりませんし、私自身も必要性は感じていません。ですので、今の段階では検討することは考えておりませんが、先ほど教育長からお話がありましたように、子供たちが教育活動を円滑に進めていくためには、それなりの施設整備も必要であろうと、そういうことは常に思っているところであります。したがって、今後とも教育委員会と連携しながら、その施設整備に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 連絡通路の話は、でも前に何かどこかで出たと思うんですけども、そういうこともデメリット、体育館を使うのに、連絡通路のない学校ってないわけですから、自分たちが自由に使えると考えると、そういうものも必要だということで、検討ぐらいはしてほしいと思いますね。小学校が統合されたメリットは、この間にぎやかな運動会でわかっております。デメリットのある部分、解消に向けた検討とご尽力をお願いして、次の要旨に入ります。

3番です。この要旨は前の2つと関連していますが、単純に残された旧小学校体育館の有効活用ということでお聞きしていきます。

体育館などの施設は、建てるに莫大な費用がかかりますが、現在は旧長南小と旧豊栄小の体育館はいつでも使える状態で保全されています。企業誘致のためならいつでも使えるように維持しておいて、あいているのに有効活用を考えないというのは企業誘致ありきで、住民や利用者のことを考えないと思っています。旧西小で

も、企業誘致の際には使用していた団体も速やかに移動しているわけですから、企業の活用が決まるまで、仮の町体育館、もしくは予備として活用したほうがよいと私は考えます。

また、加えて申し上げておきますが、企業誘致がもし長期間決まらない場合もあると思うんですね。そうすると、ずっと維持費だけかけていて、せっかくなら使いたかったと、使わないうちに企業誘致だけど壊れてしまう場合があるわけですから、そこで町の体育館、仮でもいいですから、予備的な利用法もあると思いますので、どういう方針でいるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） お答えさせていただきます。

4小学校につきましては、平成29年4月から廃校となりましたが、旧東小学校は平成29年7月からクラブテニスが活用し、旧西小学校はマイナビが7月オープンに向けて現在改修中でございます。残りの旧長南小、旧豊栄小につきましても、企業誘致等による活用によりまして、町の活性化を考えておりますので、それまでは旧の2つの小学校の体育館につきましては、今まで同様、原則利用できないこととしております。ただし、区または地域行事等の際には、引き続き利用できるようにしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 跡地活用の利用提案では、あいているときにお使いくださいという話はあるんですけども、実際に旧東小学校などの体育館利用を時期的にうかがっていた団体があるんですが、担当者と話をしても、練習での利用は無理だし、それ以外でもかなり先の予定で話をされると。企業での利用がなされているので、これは利用は無理だとその人は思ったと。これは当然予想されたことで、西小でも当然消防団も使えないし、ドクターヘリの着陸も断られたという話も聞きましたが、企業に貸し出せば不都合が起きるのは仕方がないと考えます。

ただ、貸し出す前は町のものじゃないですか。極端に言うと、企業誘致が決まらない場合は、全くの維持費損ですので、維持している間、旧西小のように有効利用を掲げてよいと思うのですが、企業誘致、長期に決まらない場合、その場合もこの考え方が変わらないか、その長期間の場合についての考えをもう一度伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） 旧長南小、また豊栄小学校につきましては、企業誘致等について、現在取り組んでいる状況ですので、現時点でのほかの活用につきましては、考えていない状況でございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 考え方はわかりました。企業誘致は町民のために行うということは理解しているんですが、企業優先だけではなくて、町民目線での利活用も視野に入れていただきたいと思います。

それを申し上げて次に入ります。

件の2です。跡地の再利用に関して、情報が多々不足しているという観点からお聞きしていきます。

例えば、長南町企業誘致支援業務委託を中心に1年間進められてきたわけですが、企業誘致を進めて成功している面は大きく取り上げられていますが、反面取り組んでいても結果の出ないことについては、情報として全く表に出てこないと思っています。情報が出てこないということでは、学童施設として使用していた旧幼稚園も、企業誘致に向けて再利用するということもいつの間にか進んでいます。また、旧長南小の再利用についても、企業からの提案があったようですが、いつの間にか取りやめになったくらいの情報しかありません。失敗談を出せということではなく、どういう取り組みやどういう判断のもとにそうなったのかということの情報公開をしていくべきだと思います。

そのような情報公開の観点から、3つ伺っていきます。

要旨の1、跡地の再利用について、お金をかけて企業誘致をやってきたわけですが、数字的に見て、企業の問い合わせがふえたのか、どういう効果があったのか、伺います。

また、1年前の質問では、1校の維持費が140万円程度という回答だったのですが、企業支援の誘致委託を行えば、町の持ち出しは単純計算で維持費の2年分、契約金総額なら4年弱分を支出することになります。何もしないという選択肢もあると思うんですが、企業誘致のメリットは無限ではないので、折り合いはどの辺かなということも考える必要があると思います。予定や方針があったら伺いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

昨年は、長南町の企業等誘致支援業務委託について、県の官官事業として行ったわけでございます。公募型のプロポーザル方式により業者選定を行いまして、昨年7月、株式会社JTBコーポレートセールスと契約いたしまして、本年3月までの間、廃校への企業誘致事業に取り組んでまいりました。実施内容につきましては、PRの動画、あるいはパンフレット作成、カレンダーなど、次年度以降も誘致活動に活用できる成果品等を作成したほか、廃校物件の調査分析、ターゲットの企業の絞り込み、約2,000社に廃校活用セミナー、現地視察ツアーのチラシ等をダイレクトメールで発送したところでございます。昨年11月には、新宿三井ビルで開催した廃校活用セミナー、そのときには24社、38名の方のご参加をいただきました。また、昨年12月に開催した廃校活用の現地ツアーには、15社、22名の方にご参加をいただいたところでございます。

その後の状況につきましては、加藤議員のご質問でも答弁したとおり、参加企業のうち数社から興味を示していただいたものの、今のところ結果には結びついていないというような状況でございます。

本事業の効果につきましては、直接的な効果として、現時点においては実際に誘致が決まっていますので、見えにくい状況ではありますが、間接的な効果といたしまして、廃校活用の現地ツアーの様子が千葉テレビのニュース等で放映されるなど、長南町が積極的に廃校活用に取り組んでいる姿勢が広く認知されつつあります。旧東小、旧西小の相乗効果とあわせまして、廃校ビジネスに関心を持つ企業さんの目を引きやすい状況になりつつあるというふうに捉えております。今後、この誘致した2社が末永く定着して、地域活性化に貢献していただくために、地元の住民や企業と良好な関係を築けるような行政としてのサポート体制に力を入れてまいりたいと思います。

また、申し上げた残る2校の誘致活動につきましては、今年度は予算を余りかけない形で昨年度作成した動画、あるいはパンフレットを活用しつつ、県や金融機関との連携を密にしまして、優良企業を長南町に誘致できるよう、積極的に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 確認ですが、今年度は余りお金をかけないというのは、県などの補助金は使わないという考えでよろしいのでしょうか、そこをもう少し詳しくお願いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 余りお金をかけないという内容でございますけれども、今年度は県の補助金ではなく、平成30年度版の地方創生の推進交付金、国からの交付金を見送ったということでございます。

ご案内のとおり、昨年度は地方創生の推進交付金ということで、千葉県との官官連携事業、千葉県と4市2町による事業を進めてまいりました。長南町独自では1,000万円の事業費で、先ほどご回答したとおり、企業誘致の支援事業を行ってまいりました。したがって、本年度は地道に昨年度作成した動画やパンフレットを活用しつつ、県や金融機関との連携を密にいたしまして、優良企業を長南町に誘致できますよう、積極的に取り組んでいくということでご理解を願いたいと思います。

また、今年に関しては、昨年と同じような取り組みを続けていくということは、マンネリ化になってしまうのではないかという危惧感、心配感がありましたので、この地方創生交付金事業は横展開タイプということで、平成29年度から平成31年度までの3年間の地域再生計画に明確に位置づけをされております。既に国からの認定を受けてございますので、来年は違った形で予算要望できるということがほぼ確約されていることから、今年度は余り予算をかけないという表現をさせていただいたところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 長南町企業誘致支援業務委託の効果や方針の概要はわかりました。今年度はとりあえず補助金なしで、来年度は国の補助金を活用するという理解しました。ただ、補助金がつけば使わず、必ず企業誘致が進むわけではないでしょうから、税の一部である補助金を使わないで済むような早期取り組みをまた期待して、要旨の2に入ります。

6月3日に行われた町長と語る会でも、町民の方が情報不足を言っていましたが、学童施設として利用していた旧幼稚園の再利用については、誰に聞いても全く知らないようです。周知や情報の提供をするべきと考えますが、どのように考えていますか。

また跡地検討委員会はそれなりのチェック機能があると思いますが、小学校跡地以外の案件にかかわるのか、伺いたいです。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 旧幼稚園につきましては、本年4月の放課後児童クラブの開設に伴いまして、

空き公共施設の位置づけとなっております。

この活用につきましては、小学校跡地と同様に、企業に有効活用していただきまして、地域活性化や維持管理経費の削減につなげたいと考えていることから、昨年度の企業等誘致支援業務委託の中におきましても、小学校跡地とあわせまして、効率的に企業向けのPRを行っております。このことから、町民の皆様に対する積極的な周知は行っておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、小学校の跡地活用検討委員会の関係なんですけれども、これについては、あくまでも小学校跡地の活用に関して検討するために設置した組織、機関でございます。したがって、小学校跡地以外の施設活用に関するご意見を伺うというようなことは、現時点では考えておりません。しかしながら、旧幼稚園に企業等を誘致する際は、町の活性化や発展に資するような、町民の皆様が安心して受け入れていただける企業等に有効活用していただけるように、慎重に検討してまいりたいと思いますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 前段の周知部分について、再質問します。

普通に考えると、幼稚園が移転や廃園になれば、跡地の活用について提案や説明がされるのが当たり前だと思います。ただ、時間は経過していますけれども、学童施設としての利用が終われば旧幼稚園に戻るわけですから、跡地の利活用について、提案や方針などの考え方の提供があってもおかしくないと思うので、そこは頭の中に入れておいてください。

そういう中で、次のようなことを言われた方もいたので、学童が移転した理由を確認しておきます。

狭くて遊び場がない、夏休みには人数が多くて入り切れないかもしれない、あんな窮屈なところに学童施設の移転を急いだのは、もしかして企業誘致が目的だからじゃない。私には移転を急いだ理由がわからないので、お聞きます。企業誘致をする、再利用のために学童施設を移転させたのか、それとも学童施設が移転したので企業誘致を考えたのか、大きな違いがあるので、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） この学童保育の移設については、これは一昨年ですか、そのときからしっかり皆様にもご説明してきたと思いますし、今の老朽化した旧幼稚園施設、そして子供たちが衛生的にも、安全的にも、セキュリティ的にも非常に保育環境にふさわしくないと。そして、何よりも自力であそこに通うことが困難な、中途半端な場所にあると。いろいろなことを想定して、子供たちの安全、安心のために移設したということは、何回も議会の中でご説明しております。森川議員がどんな人から言われたのかはわかりませんが、そういったことを言われたのだとしたら、実はこういうわけだということで、逆にきちんと説明してほしいというふうに思っております。

企業誘致をするがために学童保育を移設したというような言い方は、ないのではないかとこのように思います。そういう言葉を聞くと、非常に残念でたまりません。企業誘致はあくまでも学童保育が移設したために、その町の財産を有効に活用するためには、地域の活性化のためにはということで、急遽企業誘致の枠組みに入れたわけでありまして、それを前提に移設しているわけではございませんので、これははっきり申し上げてお

きたいというふうに思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 町長、伝えますよ。私、この最初の問題で、情報提供がないからこういう声がかかるんじゃないですかと言っているわけですね。学童の施設、旧幼稚園の施設をこんなわけで使いますよと。それがわからないから、知ったら旧幼稚園が学童から外れているよと、これは情報不足から起きているということだと思うので、そういう情報不足をなくしていただくようお願いして、次の要旨に入っていきたいと思います。

長南町立小学校跡地活用検討委員会の第3回と第4回の報告が町ホームページにあります。何も説明されていません。私のところへも問い合わせや質問があったので、ホームページの文面を紹介して、皆さんも一緒に考えていただきたい。議事録の公開を求めたいと思います。

第3回検討委員会、平成30年1月31日（水）に長南町立小学校跡地活用検討委員会を開催し、旧長南小学校の活用を希望する2社の提案について検討しましたが、慎重を期すため、第4回検討委員会（2/22）を開催して再度検討することになりました。その後第4回検討委員会、平成30年2月22日（木）に長南町立小学校跡地活用検討委員会を開催し、第3回検討委員会に続き、旧長南小学校の活用を希望する2社の提案について2回目の検討を行い、意見を町執行部に報告しましたが、2社ともに活用を見送ることになりました。この文面だとどんな提案があったのか、どんな意見が町執行部に報告されたのか、わからないんですね。

今まで跡地検討委員会の概要は公開してあります。この3、4回だけは検討内容を公開しないというのは、ちょっと納得ができないのですが、理由を説明してください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 要旨3の森川議員の質問に対して、答弁申し上げたいと思います。

この会議録の公開につきましては、長南町の情報公開条例の第1条において、情報公開の総合的な推進がうたわれております。町としては、公平、公正な情報公開に努めているところですが、本条の第8条第1項第2号において、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、公開しないものとされております。

このたびの第3回、第4回の会議におきましては、旧長南小の活用を希望する2社から説明を受け、検討委員会の基本方針にのっとりまして、各委員からさまざまな意見が出され、その結果を総合的に判断した結果、町民の皆様にご理解をいただけるまでの熟度に達していないというふうに判断し、苦渋の決断として2社とも誘致を断念したところでございます。この一連の経緯につきましては、企業名はもちろん、業種や事業内容、それらを受けないとする議論の内容を公開することは、当該事業者のみならず、同業他社や類似関係に対して社会的不利益をもたらす可能性があるため、この指針に準拠する中で掲載はいたしませんでした。

今後につきましても、社会通念上に照らし合わせて、公正、公平で町民の皆様にはわかりやすい情報公開に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 第8条について、とやかく議論したくないんですね。町民への公開という利益が損なわれているという話です。東小のクラブティさんや西小のマイナビさんは、検討委員会に提案理由や採点理由、ホームページに載せてある。しかし、これは成功事例なので載せたのか、不成立事例だから公表しないというか、このことが理由なのかどうかだけお聞きします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、後段部分、成功事例は載せる。不成立事例は載せないということで公開しないという短絡的な判断で今回このような会議結果を処理したわけではございません。今後、小学校誘致を進めていく上でも、町は自分たちの都合のいいように法律、条例等、法規そのものの運用や解釈をしているなどは、当然思っておりません。

地方公務員として、法令全般にわたり適正かつ忠実に遵守することに従い、その運用、解釈等については、粛々と信義、誠実の原理原則に基づきまして、公平性、適法性にのっとり、きめ細やかに事務作業を進めております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 企業名、誘致の成立、不成立は関係ないと。議事録の公開は無理だとしても、情報公開のルールのもと、もう少し十分しんしゃくしてもらいたいのは、例えば公開を報告に置きかえても、最低でも開催した会議に出席したメンバーの報告、またあと仮の例で言えば、研修施設などの利用規模のA社、レクリエーション活用でのB社、2つの提案がありましたが、施設名や利用方法について検討の結果、検討委員会の中で見送るべきという意見を多数受けたので、町執行部の判断でも今回は見送ることになりましたとか、最低限検討委員会はどうな見解をしたのか、町執行部はどうな見解をしてこの第3回、第4回は出たのか、このくらいは上げてもらいたいんですが、それはどうなんですかね。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今の後段の部分、それらを含めまして、情報公開のルールにしっかりと基づきまして、先ほどの根拠条文の条項を十分しんしゃくする中で、議事の内容や関連するものを割愛できるというような判断での結果であったということで、繰り返しになりますけれども、改めてご理解をお願いするものでございます。ただし、また今後につきましても、今、森川議員が言われるとおり、そこまでの表現がルール上問題ない、差し支えないことになりましたならば、当然情報公開して事務処理対応で処理していくこととなりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 十分しんしゃくして、公開に努めてください。

これが不成立事項がずっと続いていくと、10年たっても、何か随分開かれたけれども、結局うまくいかなかったと、それじゃ何も情報を得られないんですよ。そういうことがありますから、情報はどんどん公開して、

町民に理解を得て、そういう中で調整を進めていただきたいと思います。

それをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（板倉正勝君） これで7番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（板倉正勝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日15日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時10分)